



## 西原中学校発、

# フラワータウンをつくらう!

(14ページに関連記事)

### 今月のトピックス

- 平成24年度施政方針……………2
- 平成24年度特定健診・特定保健指導…10
- あがりていーだウォーキング……12
- 住民票の異動(変更)届について…12
- 災害時用援護者台帳への登録を  
／国民年金学生免除のお知らせ…13
- 平成24・25年度後期高齢者医療の保険料率改定…17
- 町税等の納付に口座振替をご活用ください…18
- 児童館、ファミリークラブ募集  
／病後児保育事業について……………21
- 子宮頸がんヒブ小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種…22
- 平成24年度就学援助希望者の申請について…23

### 町の世帯・人口 平成24年2月29日現在

|     |           |
|-----|-----------|
|     | 日本人       |
| 人口  | 男 17,474人 |
|     | 女 17,419人 |
|     | 計 34,893人 |
| 世帯数 | 13,252世帯  |

## 無料職業紹介所・西原町雇用サポートセンター

●●●●ホームページより求職・求人の登録 OK!!●●●●

西原町ホームページから、求職や求人の登録ができるようになりました。



←仕事が欲しい  
仕事を提供したい→



登録しよう!



「西原町雇用サポートセンター」は、今日の厳しい雇用失業情勢に対応し、西原町が自ら行政施策に付帯して無料で職業紹介事業を行うことにより、町民の雇用機会の創出・拡充をはかり、就職困難者や低所得者などの就労支援を基本とし、新たな雇用の創出と失業者対策を進め、町の産業振興を推進し町民の生活向上に寄与することを目的とするものです。

### ☆登録対象 仕事をしたい方・人材を探している企業

○就労・就職希望者：西原町民又は本町への移住希望者 ○企業（事業者等）：西原町及び近隣市町村の企業等

詳しくは下記にお問い合わせください。

建設部産業課 TEL: 098-945-4540 FAX: 098-945-4580 E-mail: sangyou@town.nishihara.okinawa.jp

## 玉那覇さんお手柄! 交通事故で人命を救う



交通事故の現場で救急車が来るまでの間、けが人の救急対応をしたとして玉那覇善助さん（字小波津在が東部消防組合消防本部から表彰され、二月十日に感謝状と記念品が授与されました。事故は、国道329号の小那覇地内で昨年未発生した自動車の衝突事故で、追突された方の玉那覇さんが、相手の運転手を確認すると、意識がなかったそうです。玉那覇さんはすぐに119番通報し、たまたま通りかかった東部消防組合職員の当真豪さんと協力して胸骨圧迫（心臓マッサージ）を実施。救急車の到着後もけが人の搬送などに協力し、けが人は病院へ運ばれました。

玉那覇さんと救急隊の迅速な対応が実り、運ばれた方は心拍が再開して後日退院。後遺症もなく社会復帰したそうです。事故を振り返り玉那覇さんは、「最初、相手に反応がなくてびっくりしたが、前に受けた救急救命講習を思い出して対応できた。講習を受けた経験があったので、落ちていて対応できたと思う。」と語り、「後遺症もなく元気になったと聞いて、本当に嬉しかった。」と喜びました。

東部消防組合の当山健消防長は「今回の救急事例は職員でも難しい対応になるが、玉那覇さんの勇気と決断力、冷静さがあってのこと。後遺症が残らなかったのは早めの対応ができたから。救命講習が生かされて嬉しい。」と感謝を述べました。



## いざというときのために 救命講習を受けよう!

事故で。発作で。あなたの助けが必要になるときがあるかもしれません。救命技術を持つ人が増えれば、その分だけ助かる命があります。消防士や救命士の力だけでは限界があります。近くに居合わせたあなたの力も大切です。お時間がある時、心肺蘇生法を学んでみませんか。

| 講習名          | 内容   | 対象者                      |
|--------------|--|--------------------------|
| 普通救命 I (3時間) | ●心肺蘇生法(成人:8歳以上) ●AEDを用いた心肺蘇生法(成人)<br>●その他の応急処置 ※ご希望により乳児、小児の心肺蘇生法も可能。                  | 中学生以上                    |
| 上級救命 (8時間)   | ●成人・小児・乳児の心肺蘇生法 ●AEDを用いた心肺蘇生法(成人)<br>●大出血時の止血法 ●異物除去 ●傷病者管理法 ●外傷の手当<br>●その他の応急処置 ●筆記試験 | 中学生以上<br>(普通救命 I の講習受講者) |

【開催日時】 ●普通救命 I 毎月第2土曜日 9:30～12:30 ●上級救命講習 毎年9月第2土曜日

【開催場所】 東部消防組合消防本部

講習の受講を希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

※申請書と受講名簿はホームページからダウンロードしてご使用いただけます。

<出張救命講習> 各事業所・施設から講習の依頼があれば、職員が出張講習に伺います。(20人～40人)

お問い合わせ：東部消防組合消防本部警防課 ☎946-9999

編集・発行／西原町役場

西原町字嘉手苺1-12番地

☎098(945)5011

印刷／(株)沖産業

# 町民の目線に立ち 町民本位の町政を

3月5日の平成24年第1回西原町議会定例会で、上間明町長が述べた平成24年度施政方針は次のとおりです。

## 1 はじめに

本日、平成24年第1回西原町議会定例会が開催されるにあたり、今年度の町政運営の基本となる平成24年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、まず町政運営にあつたの私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、ギリシャの財政危機に端を発した欧州債務危機は、EUなどの包括的支援にもかかわらず、世界経済に解決の糸口の見えない債務不安をもたらしております。このような中、昨年8月には円が戦後最高値を更新し、デフレ脱却や震災復興を目指す日本経済に大きな打撃を与えております。

昨年、前政権からの改革を受け継いだ野田政権が誕生しました。そして今年2月、我が国の将来を左右する社会保障と税の一体改革大綱を閣議決定しましたが、今だに政局は不安定な状況から脱却できず、この国の形がどう変わるのか、そのことにより中央と地方の関係がどのような制度や仕組みとなって形成されていくのか、

今後とも注視していかねばなりません。

一方、本県においては、普天間基地移設問題で揺れる中、沖縄21世紀ビジョンの実現に向け、新たな沖縄振興計画とされる沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）がいよいよスタートしようとしています。本町においても、新たなまちづくりの指針となる「まちづくり基本条例（案）」の理念に基づき、「文教のまち西原」のさらなる発展が求められております。

特に平成24年度は、沖縄振興特別推進交付金（仮称）の制度創設が実現することになりました。沖縄振興に資する事業で、沖縄県の特殊性を生かした事業を展開していきますが、各市町村の事業の企画力が重要になってきます。

さて、私は就任から早くも3年5ヶ月が経ちましたが、引き続き町民の負託に応えるため、「町民の目線に立ち、町民本位の町政」を基本理念に、

- 一 平和なくして町民福祉なし。平和がすべての原点
- 一 町民が主体の「協働参画のまちづくり」の推進
- 一 町民の税金を大切に使う予算執行

一 職員との信頼関係の上に、職員が能力を十分に発揮できる風通しのよい職場づくり

を基本姿勢として、着実に確かな行政運営を確立してまいります。

今、時代は大きな変革の時を迎えています。国も技術革新と国際化という大きな潮流の中で、その在り方を問われています。地方自治体も自治の理念が問われています。このような目まぐるしく変化する時代の中で、私たちは新しい時代を切り拓いていかなければなりません。

「改革と創造」は、私たち西原町民が等しく担うべきテーマという認識の下に行政改革を推進し、財政の健全化、効率化を図り、西原町の確かな未来を創造してまいります。

平成24年度予算編成は、引き続き大変厳しい財政状況ではありますが、

- (1) 庁舎等複合施設建設工事
- (2) 地域防災計画策定
- (3) 西原町名誉町民条例及び西原町町民栄誉賞規則の制定
- (4) 第3次西原町男女共同参画計画策定
- (5) 広域火葬場・斎場基本構想及び基本計画策定
- (6) 西原町墓地基本条例（仮称）

- (7) ファミリーサポートセンター事業
- (8) 新規認可保育園建設費補助（西原保育所廃止に伴う認可保育園建設）
- (9) 認可保育園移転建設費補助事業
- (10) 第6回西原町の産業まつり
- (11) 農産物直売施設商圏調査
- (12) 平園線（仮称）道路整備事業
- (13) 小橋川上原線道路整備事業
- (14) 我謝白川原道路予備設計
- (15) 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業
- (16) 坂田小学校耐力度調査
- (17) 西原中学校耐震診断調査
- (18) 子ども読書活動推進計画の実施
- (19) 内閣御殿保存管理計画の策定

の制定

移譲などに伴い、事務事業の行政需要は年々増大しております。このようなことから、国・県からの事務の権限移譲への対応を強化するとともに、西原町行政改革大綱を踏まえて、効率的な行政運営を推進します。

地方自治体は、その地域における最大のサービス産業であります。町民は最大の顧客であるとの認識の下に、明るくさわやかな住民サービスを通して親しみ易い職場づくりに努めます。また、地方分権の進展に対応し、職員の資質の向上と職場の活性化に向けて、引き続き職員の自発的な自治研究活動を支援します。

本庁舎は、建築から44年が経過し、老朽化、狭隘化により、住民サービスの面で不便をきたしており、庁舎建設は喫緊の課題であります。前年度は庁舎等複合施設の実設計が完了し、敷地造成工事に着手しました。今年度は庁舎、地域交流センター（町民ホール）、保健センター、地域防災センター複合施設建物本体建設工事に着手します。工事にあたっては、町内企業への優先発注に努めます。

## 2 執行体制と行財政の確立

執行体制については、新規事業や継続事業への対応をはじめ、地方分権による権限

透明性の向上及び町民の権利利益保障については、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・強化を図ります。

平成24年度の地方財政は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなど、厳しい状況にあります。本町財政においても、歳入面では、地方交付税・国庫支出金・地方債に依存した構造になっており、自主財源の確保は、最重要課題であります。

自主財源の大宗をなす町税については、未申告者に対する申告勧奨や実地調査などを行うとともに、県税・国税との連携を強化し、課税客体的な確な把握に努めます。また、税の公正、公平性の観点から悪質な滞納者に対しては滞納処分を行い、それでも納付に至らない場合は、不動産売却やタイヤロックなどを実施し滞納整理をより一層強化します。

納税者の利便性の向上と取納確保に向け、町民税・固定資産税・軽自動車税のコンビニ収納を実施します。さらに、課題となっている町有地については、財源確保の観点から積極的に処分に向け取り組みます。

行政運営の公正の確保や



## 3 平和事業の推進

去る大戦では10数万人の県民が犠牲になり、本町においても当時の住民の約半数近くの尊い命と多くの財産、そして貴重な文化遺産や自然を失い、今だに不発弾の処理や遺骨収集などを強いられ、私には平和の問題につ

ては、町政の最重要課題として位置づけ、あの忌まわしい沖縄戦の悲劇を忘れることなく、「命どう宝」を後世に語り継ぎ、平和な社会建設に努めていくことが何より優先されるべきものと考えています。そこで、町平和事業推進委員会を充実させるとともに、今年度は6月を平和月間として設定し、平和音楽祭、町内戦跡講座、平和の語りべによる平和学習や戦争体験証言集「平和への証言」を活用しての平和教育など各種平和事業を推進して一層の町民の平和意識の高揚と恒久平和の実現をめざします。

また、平成16年の沖国大へのヘリ墜落事故後、米軍普天間飛行場への飛行ルートが変更され、軍用機の騒音で町民からの苦情が増えています。米軍基地の存在に脅かされているのは、本町でも同様で、平成22年10月に、西原町、豊見城市、南風原町、与那原町、中城村の5市町村で構成する「米軍基地の所在しない市町村連絡協議会」を発足し、防衛大臣他関係閣僚に対し、「要請書」を提出しました。今年度も引き続き要請活動を推進します。

## 4 福祉の充実

障害者や高齢者、児童などを含む全ての町民が生きがいのある豊かな生活を送ることができ、明るく住みよい社会を実現するために、保健・医療・福祉の調和のとれた総合的な地域福祉の充実に努めます。

### (1) 高齢者福祉

本町の高齢者人口は、ゆるやかながらも年々増加の傾向にあることから、高齢化社会の将来像を見据え、町高齢者保健福祉計画「ことぶきプラン2012」に基づき、各種高齢者福祉サービスの充実強化に努めます。

介護保険事業は、第5期介護保険事業計画に基づき、可能な限り在宅で介護が継続できるように介護保険サービスの拡充を図るとともに、保険給付費の適正化に努めます。また、引き続き介護予防事業を積極的に推進するとともに、健康な高齢者づくりのため、いいあんべー家及びいいあんべー共生事業の拡充強化を図ります。さらに、地域包括支援センターとの連携により、高齢者が健康で住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちの実現

をめざします。

高齢者ができる限り要支援・要介護状態に陥ることなく、その人らしい生活を継続することができるよう努めます。そして在宅老人移送サービス事業などを継続して実施するとともに、寝たきりの高齢者を介護している家族に対し、介護用品の支給を行います。

高齢者がいきいきとしたライフステージを実現できるように健康づくりと生きがい対策を図るため、引き続き町老人クラブ連合会や町単位老人クラブへの補助金を交付します。

本格的な高齢化社会を迎える中、豊かで活力に満ちた地域社会を維持していくためには、高齢者が培ってきた知識と経験を活かすことが大切です。そのため、今後とも希望に満ちた社会参加を進めている町シルバー人材センターの支援に努めます。

### (2) 児童・母子（父子）福祉

次世代を担う子ども達が健康やかに生まれ育つことは、国民全ての願いであります。しかし、子ども達を取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、女性の社会進出、都市化などによって大きく変貌してきています。このような

中、子育てを支援し安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、町次世代育成支援行動計画に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めます。そして、子育てと就労の両立支援策として保育に欠ける乳幼児の保育園への受け入れ及び慢性的な待機児童の解消に努めます。今年度は、閉所を予定している西原保育園の代わりとなる新規認可保育園の建設と既存認可保育園の移転改築に対し建設費の助成を行い、入所定員の拡大に努めます。また、認可外保育園に対する助成の充実に努めるなど、多様な保育ニーズへの適切な対応を図ります。

児童健全育成については、児童館や放課後児童クラブなどの充実強化に努めます。さらに、これまで与那原町、中城村と連携して取り組んできた三町村広域のファミリーサポートセンター事業を今年度から本格的に実施します。

小児の医療費については、引き続き入院費の助成対象を、乳幼児から中学校卒業まで行い、児童生徒の保健の充実を図り健康やかな成長を支援します。

し、ウォーキング会を引き続き実施します。食事や生活習慣の改善を図るための側面的サポートとして、食生活改善推進員の養成を行い支援体制の充実を図ります。

め、従来の予防接種に加え、平成23年1月から開始したヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン接種を行うとともに、<sup>①</sup>全面無料化を継続し、はしか0をめざすなど、疾病予防に努めます。

### (2) 成人保健事業の推進

20代、30代の若い世代の健診及び保健指導の充実を図るとともに、40代以降では、特定健診・特定保健指導を行い、生活習慣病の温床である肥満と慢性腎臓病対策を重点的に実施します。

また、本町の死亡原因第一位のがん対策としては、早期発見するために各種がん検診の充実を図るとともに、引き続き個別検診を取り入れ受診しやすい環境づくりに努めます。

さらに、女性の健康を守るため、ヒブ・小児肺炎球菌ワクチンと同時に県内でいち早く実施した子宮頸がんの予防接種についても取り組みます。

高齢者の健康を守るため、高齢者肺炎球菌ワクチン接種を実施し、健康長寿をめざします。

また、総合的な健康づくりの取組みとして、「自分の健康は自分でつくる」ことを目標に「町民減量革命」を推進

また、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」の継続実施で、さらなる子育て支援の充実を図ります。

児童虐待については、増加傾向にある要保護児童対策のため、児童相談員の充実強化を図り、きめ細かく、かつ適切な窓口相談に努めます。また、要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし適切な支援を行います。

母子父子家庭については、引き続き母子父子家庭等医療費助成を行い、児童扶養手当により、ひとり親家庭への自立支援を行っていきます。また、西原町母子寡婦福祉会補助金を交付し、会の育成を図ります。

### (3) 障害者（児）の福祉

全ての人が個人として尊重され、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等しく社会参加し活動することは、とても重要であります。そのようなことから、障害をもつ町民が暮らしやすい社会をめざして策定された町障害者計画ほのぼのプラン2012及び町障害福祉計画に基づき、各種の生活支援の充実強化に努めます。障害者の社会参加の促進に

については、県の福祉のまちづくり条例などの啓発・広報活動を推進し、生活環境のバリアフリー化に努めるとともに、外出支援事業のタクシー利用料助成事業などについても継続して実施します。そして、町主催の事業などにおける手話通訳の配置を引き続き行います。

今年度は、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正を踏まえ、事業のスムーズな運営を目指します。

小児慢性特定疾患児への支援として、日常生活用具の給付を継続し、経済的負担の軽減と日常生活の便宜を図ります。

心身障害者（児）見舞金については、今年度も引き続き、身体、療育、精神の各手帳所持者の1級及びAランクの方々に対し支給を行い、障害者の福祉の充実に努めます。

発達障害児の支援として、小学校就学前児童を対象に健診後の親子療育事業「親子ひろば」を引き続き実施します。

精神保健福祉事業については、在宅精神保健の充実強化のため、町地域活動支援センター「さんさん」と連携を図り、精神障害者の社会復帰

し、ウォーキング会を引き続き実施します。食事や生活習慣の改善を図るための側面的サポートとして、食生活改善推進員の養成を行い支援体制の充実を図ります。

国民健康保険については、県内の多くの市町村が赤字を抱える中、本町においても医療制度改革の影響や保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあることから、医療費の抑制を目的とする各種の保健事業を実施するとともに、医療費の適正化に向けてレセプト点検を強化します。また、保険税の収納率向上特別対策事業を継続し、税の徴収率を高めるとともに、今年度も引き続き

### (3) 医療保険事業

国民健康保険の見直しを検討し、国保財政の安定化を図り、健全な事業運営に努めます。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、安心して医療が受けられるように、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な制度運営に努めます。

心の健康づくり事業の推進を図るために、うつ病予防対策及び自殺予防対策を強化し、

その一環として、ゲートキーパー養成講座を進めていきます。

## 6 産業の振興

### (1) 農業の振興

本町農業の基幹作物であるさとうきびは、生産者の高齢化や担い手の減少など、厳しい状況にあります。優良種苗の普及や病害虫防除、機械化の推進等に取り組むとともに、西原町さとうきび生産組合をはじめとする関係団体と連携を強化し、生産振興に努めます。

園芸作物については、収益性の高い品目の栽培、品質の向上と安定出荷を推進するため関係機関や団体と連携を強化するとともに、農業施設補助金や農業補助金等を交付し園芸農業の振興を図ります。また、消費地に近い地理的条件を活かした販売促進に取り組めます。

畜産業は、セリ価格が少しずつ回復の兆しは見られるものの、経営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。そのような中、昨年、山羊生産部会が設立され、町の畜産振興に弾みがつかまりました。

町では、畜産農家の経営基

盤の安定、体質の強化を図るため、優良種畜導入の補助や家畜予防注射などを実施するとともに、関係機関の協力のもと、農家の飼育技術向上に取り組めます。

今後の農業振興にあたっては、遊休農地の解消及び担い手の育成・確保が重要であります。そのため町では、「西原町耕作放棄地解消対策協議会」を設置し、その対策に取り組んできました。昨年度は町、JA、商工会が一部出資する耕作放棄地解消の役割を担う（株）農業生産法人西原ファームが設置され、今後は耕作放棄地解消対策協議会及び農業委員会並びに関係団体のもと、耕作放棄地解消と再生農地での農産物の生産拡大が期待されます。農産物直売所については、商圏調査や農家の意向をとりまとめ、その設置場所や規模を検討します。また、国の食と

農林漁業の再生のための基本方針に基づき、人・農地プランを策定し、新規就農者の育成に努めます。さらに、学校給食への地場農産物の利用拡大を含めた地産地消の推進を図り、地域農産物の消費拡大に努めます。

### (2) 水産業の振興

水産業は、与那原・西原町

## 5 保健医療の充実

### (1) 母子保健事業の推進

西原町次世代育成支援行動計画に基づき、妊産婦や乳幼児期の健康管理を行います。妊婦健康診査においては、引き続き14回分の助成を行い受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病予防の視点も含めた妊婦などへの支援に努めます。

また、感染症を予防するた

漁業協同組合及び西原支部との連携を強化するとともに、漁業の生産性の向上及び安全確保に向け、水産奨励補助金を交付し、漁業の振興に努めます。また、より良い漁業の環境づくりのため、船だまり整備などの課題事項についても県と協議のうえ取り組みます。

### (3) 林業の振興

森林は、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成など、公益的機能を有し、地球環境や人間生活に重要な役割を果たしています。このような中、今年度は人工造林、施肥保育、雑草刈り、松くい虫被害木伐倒駆除など、自然環境の保全形成、森林の整備推進を図り、緑豊かなまちづくりに努めます。

### (4) 商工業の振興

商工業の振興については、町商工会との連携を強化しつつ、既存商店と大型店舗が相乗効果を高めながら共存共栄ができるよう努めます。また、小那覇工業専用地域や東崎商業地域などへの企業誘致、企業立地に対する課税免除などを推進するとともに、地元企業への公共事業の優先発注、町産品優先使用など引き続き推進し、町内企業の育成を図ります。

また、小那覇工業専用地域や東崎商業地域などへの企業誘致、企業立地に対する課税免除などを推進するとともに、地元企業への公共事業の優先発注、町産品優先使用など引き続き推進し、町内企業の育成を図ります。

### 全教育の推進

住民の安全確保と交通事故の未然防止のため、「交通安全の町」、「飲酒運転撲滅の町」を宣言し、交通安全意識の高揚に努めてきました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育についても、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動などを実施します。

### (5) 消防・防災体制等の確立

災害から町民の生命や財産を守るため、町地域防災計画にもとづき年次のな地域防災体制の確立に取り組みできました。公共施設や公園、緑地など、避難場所などについては防災マップやホームページで、町民への周知を図ってきました。昨年3月11日に発生した東日本大震災を受け、全国的に防災対策、特に津波からの避難対策の強化が急務とされており、災害は、いつ何処で発生してもおかしくないという教訓を踏まえ、今後も町民への防災意識の高揚に努めます。また、災害時の際に支援を必要としている方々の支援のため、昨年度策定した災害時要援護者支援計画に基づき、「災害時要援護者リスト」を活用した個別計画を整

県内の雇用情勢は、依然として深刻で厳しいものがあります。そのことから、本町では平成22年11月に設置した西原町雇用サポートセンターの開所により、町民の雇用機会の創出・拡充を図ってきました。

今年度も引き続き、町商工会や関係機関、団体等との連携強化を図るとともに、町広報紙やホームページ等を活用し、求人・求職者の登録を行い、新たな雇用創出の確保に努めます。

観光振興については、本町の独特の歴史・文化と自然資源の魅力が相まって、国内有数の観光地として多くの観光客が訪れています。本町においては、ゴルフ観光や西原マリントウン地域の海浜レクリエーション空間を活用しての、海浜スポーツイベントや音楽文化イベントで賑わってきました。今後は、商工会や関係団体等と連携を図り、国指定の文化財「内間御殿」など、町内の地域資源の発掘と活用、さらに地場産品の開発、観光マップの作成、さらに県が進める伝統芸能会館等をマリントウン地内への誘致に努めるなど観光基盤の整備に取り組みます。

備し、援護体制の構築を図ります。町地域防災計画の見直しについては、県の地域防災計画を踏まえつつ、前年度に引き続き取り組みます。防犯活動については、関係機関・団体と連携し、地域安全活動などを通して、犯罪のない明るく住みよい地域社会の形成を図ります。

## 7 安全で住みよい生活環境の整備

### (1) 道路網及び排水の整備

住民生活及び産業活動に不可欠な安全性と利便性を確保し、快適で住みよい生活環境の整備を図り、課題事項である道路・排水路整備を進めます。

今年度は、新規事業の平園線（仮称）の整備を図るとともに、さらにこれまでの懸案事項であった西原台団地入口の狭隘道路の拡幅整備としての小橋川・上原線道路整備事業や与那城・呉屋線（国道から西原小学校人口区間）の未買収道路用地取得事業に取り組みます。また、町道兼久仲伊保線（北側）の道路整備完了を目指すとともに引き続き町道小波津川南北線を結ぶ橋梁整備と国道上流側の車道橋、人道橋の設計に取り組みます。

また、洪水の防止・防災対策の強化に向けて、雨水利用促進助成を図るとともに地域の安全・防犯を強化するため防犯灯の拡充を図ります。国、県事業については国道329号与那原バイパス（西原区間）や県道浦添西原線、同那覇北中城線事業、小波津

川河川改修事業を推進し、さらに土砂災害対策などについても国・県に要請するとともに事業化に向けて取り組みます。

### (2) 都市基盤施設の整備

アメニティー豊かな都市空間の形成を確立するため、今後も引き続き、市街地整備や道路、公園、下水道整備など、重点的に整備すべき施策を効率的・効果的に推進します。また、本町には内間御殿や運玉森、傾斜緑地など歴史・文化・景観資源があり、これらを活用し自然と文化、都市が調和する環境づくりをめざした景観計画の策定に取り組みます。

マリントウン地区では、西原さらさらビーチ、東崎公園、東崎都市緑地が多くの町内外の利用者で賑わっています。さらに町内外からの集客や観光客を誘引するため、隣接する商業用地の早期処分を積極的に推進します。

公園事業については、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を活用し遊具等の更新、改築に取り組みます。下水道事業については、小波津、翁長、棚原地内などにおける面整備の拡大を図ります。さらに今年度も、昨年度に引き続き「9月10日の下水

のあり方を再協議することになっていきます。本町としては、東部消防組合の構成団体である南風原町及び与那原町と協議のうえ当該検討会へ参加し消防広域化の必要性について検討していきます。

### (6) 環境保全対策

環境問題は、地球温暖化、オゾン層破壊などの地球規模の問題から生活排水などによる河川の水質汚濁、増大する不法投棄の問題、自動車の増加に伴う排気ガスなどによる大気汚染など、多種多様化しています。このような中で、廃棄物の発生抑制、資源としての再利用など、循環型社会の形成が求められています。このため指定ごみ袋利用の徹底を図ると同時に、生ごみ処理機購入補助、環境美化・清掃活動、ごみのリサイクルなどを促進し、意識啓発の広報活動及び環境教育を推進します。また、昨年度策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、生ごみの堆肥化と企業系ごみの減量化などを含め、さらなるごみの減量化に努めます。さらに、し尿等処理下水道放流施設建設及び最終処分場建設に向けて取り組みます。

また、不法投棄を未然に防

道の日」を中心とした全庁的な取組みと、未接続世帯に対する個別訪問を行うなど広報活動を強化することで下水道への早期接続を推進します。また、下水道雨水事業についても、西原西地区土地区画整理事業地区内における水路整備を進めます。

上原棚原土地区画整理事業については、今年度も引き続き、建物など物件補償や工事関係機関との連携及び関係地権者の協力を得ながら事業を推進します。

西原西地区土地区画整理事業については、今年度も引き続き、建物など物件補償や工事関係機関との連携及び関係地権者の協力を得ながら事業を推進します。

### (3) 上水道事業の充実

上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、なくてはならないものであり、安全でおいしい水を安定的に供給することは重要であります。また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不可欠であり、その果たす役割は極めて重要であります。本町は、送配水施設の整備拡充と経営の安定化に向けて努めてきましたが、今後なお一層の充実を図ります。

### (4) 交通安全施設の整備と安

ぐため、関係機関と連携し環境パトロールを実施するとともに、循環型社会の取組みとして緑のリサイクル事業を推進し、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギー・新エネルギーの推進に努めます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽補助金制度を活用するとともに、町生活排水対策推進計画に基づき、「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。

墓地行政については、平成21年度に策定した西原町墓地整備基本計画に基づき、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図り関係機関の協力のもと、地域環境と調和がとれるような西原町墓地基本条例（仮称）を制定し、無秩序な開発防止に努めます。

また、昨年度策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、生ごみの堆肥化と企業系ごみの減量化などを含め、さらなるごみの減量化に努めます。さらに、し尿等処理下水道放流施設建設及び最終処分場建設に向けて取り組みます。

## 8 教育、文化、スポーツの振興

教育の推進にあたっては、国、県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児、児童生徒の健やかな成長に向け、本町の教育基本目標をめざして国際化・情報化時代のニーズに対応できるよう、学

習環境の整備に努めます。また、西原町教育施策並びに「西原町教育の日」の取組みを推進します。

さらに町民の文化、スポーツの振興を図るとともに、多様な学習ニーズに応える生涯学習のまちづくりに努めます。

### (1) 学校教育の充実

学校教育においては、小学校では平成23年度実施、中学校では平成24年度から本格実施される新学習指導要領を踏まえ授業時数を確保し、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に行動するなどの生きる力を育み、思いやり、協調性など豊かな人間性を培う心の教育やキャリア教育、コンピュータ教育の推進充実を図ります。また、特別支援教育については、小中学校へ特別支援教育支援員を派遣し児童生徒への支援を行っていますが、引き続き派遣し、特別支援教育の充実を図ります。

また、幼稚園で特別支援教育を受けている園児に対して、引き続き預かり保育を実施します。

さらに幼稚園入園料及び保育料の口座振替の推進や徴収体制を強化し、徴収率向



消防・救急活動については、町民の火災予防と防災意識を高めるとともに、消防・防災体制の強化に向けて、東部消防組合など一層の連携・強化に努めます。また、消防の広域化については、那覇市など4市が不参加表明をしたため沖縄県消防広域化推進協議会を解散し、これに代わって県が主体となる検討会で沖縄県消防広域化推進計画の変更を含め消防

上に努めていきます。

いじめ、不登校問題の解消については、教育相談室やスクールカウンセラーを活用し問題解決に努めます。

地域住民の教育力を活用して今年度も学校支援地域本部事業を展開します。

沖縄キリスト教短期大学及び沖縄キリスト教学院大学と町教育委員会の地域連携事業に関する協定を継続し、教育活動の充実発展に取り組めます。



(2)学校給食共同調理場の充実・強化

栄養的に配慮された安全でおいしい給食を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進に寄与することが学校給食の目的であります。今後とも、衛生管理には細心の注意を払って、安心・安全な給食の提供に努めます。

給食費徴収については、滞納者への督促状や催告書の

送付などを行い、口座振替の推進や、学校・PTAと協力して給食費についての啓発活動を行い、徴収率向上に努めます。また、学校給食費の滞納繰越額が莫大な額になっていることから、徴収体制の強化を図り、悪質な滞納者については、法的措置を執ることも検討し、その圧縮に努めます。

### (3)生涯学習の振興

町民の一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・スポーツ活動などを含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

図書館は、生涯学習の拠点として、多くの町民に利用されていますが、さらに利用者のニーズに応えられるよう、図書館資料の整備を進めていきます。

また、昨年、発足したブックスタート事業により、一人ひとりの赤ちゃんに絵本を手渡し、読み聞かせをしながらスキンシップを図ることにより親子のふれあいが深められるよう取り組みます。

中央公民館においては、各種事業や講座などの充実を

図り、その成果を発表する機会をつくっていきます。さらに生涯学習活動の機会及び情報を、町民へ積極的に提供するとともに、引き続き、各小中学校における家庭教育学級の充実を図ります。また、放送大学の情報も積極的に提供します。

### (4)スポーツ・レクリエーション活動の推進

体育、スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく、心豊かで、活力に満ち溢れた社会形成に役立つものであります。町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に因應するため、学校施設、運動公園施設を町民に広く開放し、健康づくりや交流の場としての利活用に取り組みます。また、町民の健康づくり・体力づくりを関係機関・団体と連携を図りながら、より充実した生涯スポーツの振興に努めます。

さらに、バレーボールの盛んな本町の特性を活かし、さわやか杯中学生バレーボール大会を誘致するとともに、ビーチバレーボール大会、少年野球教室を開催します。また、さらさらビーチを活用してのビーチ・スポーツの充実・強化を図ります。

レベルの登用率を誇っています。特に今年度は、第二次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」の最終年度となっており、見直しを行い第三次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」策定に向けて取り組みます。さらに、女性に対する暴力(DV)の相談窓口の強化、女性の雇用機会の拡大など、男女がその性差を互いに尊重し合い、協力して生活できるまちづくりをめざします。

## 10 国際交流事業の推進

本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を活かした国際交流拠点として、大きな期待が寄せられています。国際交流事業については、今年度も引き続き、町海外移住者子弟研修生受入事業を実施するとともに、琉球大学などの留学生との交流に取り組みしていきます。

## 11 地域活性化事業の推進

地域づくりを進めるには、町民が主体となって、自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成に努めることが最も

大切であります。そこで、活力に満ちた明るく住み良い地域社会の形成に向けて、各自治会の自主的な地域自治活動を促進する一方、今年度は、コミュニティ助成事業により、西原ハイツ自治会へ助成を行います。さらに、「手づくりのまち」原材料助成事業を引き続き実施します。

## 12 広報・広聴活動の推進

広報、広聴活動を推進する上で最も基本的なことは、行政の情報を正確かつ迅速に伝達するとともに広く町民の声を聴取し、行政と町民が情報を共有することです。

広報活動の柱でもある広報にしはらは、町民により親しみの持てる広報紙をめざして紙面の充実を図ってきただけですが、今後とも内容の充実・改善に努めます。ホームページについては、今後とも正確かつ迅速な情報の提供を図り、メールマガジンやツイッターなどのウェブコンテンツを活用して、多様なツールを通じた広報をめざすことで町民の利便性の向上に努めるとともに、内容の充実強化を図ります。

広聴活動については、特に平成24年度は、小学校区単位で行政懇談会を実施します。また、情報公開制度の活用や各種審議会、委員会などへの町民公募制度の推進を通して町民参画の機会を拡充するとともに、各種団体などとの対話を積極的に推進します。さらにはEメール、町民アイデア箱、窓口相談員、行政チェックマン制度の充実と活用など、きめ細かな広聴活動の推進に努めます。

## 13 おわりに

平成24年度の各予算については、申し上げました諸施策事業などを中心に編成しています。( )内の数字は対前年度当初比率です。

- (1)一般会計歳入歳出予算案 125億1000万円 (18・5%)
- (2)国民健康保険特別会計歳入歳出予算案 45億9383万円 (5・0%)
- (3)介護保険特別会計歳入歳出予算案 16億6374万8千円 (2・1%)
- (4)土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算案 6億9602万6千円

(5)青少年健全育成の推進  
現代社会が複雑・多様化していく中、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、児童生徒の問題行動や集団飲酒など厳しい状況下にあります。今後とも、関係機関・団体と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めます。また、町シルバー人材センターの「子ども見守り隊」との連携や「青色回転灯装備車両」を活用しながら、登下校時などにおける幼児児童生徒の安全管理を強化します。



(6)文化事業の推進

近年、町の文化振興施策や町文化協会など文化団体の幅広い芸術活動を通して、町民の新たな地域文化創造の気運が高まっています。今年度も、伝統文化や文化財保護

(5)公共下水道事業特別会計歳入歳出予算案 6億8840万円 (△10・1%)

(6)後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算案 1億6088万円 (△3・9%)

(7)水道事業会計予算については、収益的収入8億8773万5千円、収益的支出8億3876万7千円、資本的収入3600万3千円、資本的支出1億5375万1千円に対し不足する額1億1774万8千円については、損益勘定留保資金等で補てんします。

なお、各種施策の具体的な事業は、主要事業として別紙にまとめていますので、予算案と併せてご参照ください。以上、平成24年度の町政運営の基本姿勢及び主要施策の概要並びに予算案について申し上げますが、議員各位並びに町民皆様のご指導ご協力をお願い申し上げます。平成24年度の施政方針といたします。

平成24年3月5日

西原町長 上間 明



町の花：ブーゲンビレア



町の木：ガジュマル



町花木：さわふじ

西原町の健診がより受けやすくなりました!

# 平成24年度 特定健診

●受診する健診を確認しましょう●

| 年齢                   | 20歳～39歳<br>平成25年4月1日時点<br>昭和48年4月2日～平成5年4月1日生まれ  | 40歳以上の方<br>昭和48年4月1日以前生まれの方   |   |  |
|----------------------|--|---|---|--|
| 加入している保険             | 全ての医療保険  | 西原町国民健康保険   | 長寿医療保険(75歳以上)   | 国保・長寿医療保険以外                                |
| 受診券の送付               | 4月上旬に個別送付します。  |   |   | 各保険者へお問い合わせください。がん検診の受診券は、4月中旬に町から個別送付します。 |
| 健診内容<br>受け方<br>自己負担額 | <p>〈内容〉特定健診と同様(診察・採血・尿検査など)<br/>※がん検診は対象外(受け方)<br/>以下の①～②のうち、<b>いずれか1つを受診</b>してください。</p> <p>①集団健診(予約不要)<br/>(各字公民館や中央公民館で受ける)<br/>自己負担額: 1,300円</p> <p>②個別健診(要予約)<br/>(指定医療機関で受ける)<br/>自己負担額: 1,900円</p> | <p>〈内容〉特定健診・長寿健診(診察・採血・尿検査など)<br/><b>がん検診(胃・肺・大腸)</b><br/>〈受け方〉<br/>以下の①～③のうち、<b>いずれか1つを受診</b>してください。</p> <p>①集団健診(各字公民館や中央公民館で受ける)<br/>(日曜日の健診のみ予約受付あり)<br/>※がん検診(胃・大腸・肺)も受診可能<br/>自己負担額…特定健診: 無料<br/>がん検診: 胃 900円、肺 200円、大腸 500円<br/>※70歳以上・生活保護受給者の方は、集団健診のみ料金が免除されます。</p> <p>②個別健診(指定医療機関で受ける)(要予約)<br/>※一部の指定医療機関では、がん検診も一緒に受診可能<br/>自己負担額…特定健診・長寿健診: 無料<br/>がん検診: 医療機関によって異なる</p> <p>③人間ドック(指定医療機関で受ける)(要予約)<br/>自己負担額: 12,300円</p> | <p>特定健診<br/>各保険者により特定健診の内容や料金、受け方、受診期間が異なります。加入している保険者へお問い合わせください。</p> <p><b>がん検診(胃・大腸・肺)</b><br/>①集団検診(日曜日のみ予約受付あり)<br/>(各字公民館・中央公民館で受ける)<br/>自己負担額: 胃 900円、肺 200円、大腸 500円</p> <p>②個別検診(要予約)<br/>(指定医療機関で受ける)<br/>自己負担額: 医療機関によって異なる</p> |  |
| 健診日時                 | ①集団健診<br>4/22(日)・6/17(日)<br>(その他の集団健診日でも受診可能)<br>②個別健診<br>H24.4/16～H25.3/30  | ①集団健診<br>「西原町の健診総合ガイド」参照<br>②個別健診<br>H24.4/16～H25.3/30(※がん検診は、H24.5/1～)<br>③人間ドック<br>H24.5/1～H25.3/30   | がん検診<br>H24.5/1～H25.3/30  |  |

※詳しい日程、指定医療機関については、4月上旬に送付する「西原町の健診総合ガイド」をご参照いただくか、福祉部健康推進課へお問合せください。

☆複数の受診券が、1枚にまとまりました(4月送付予定)☆



すべての健診を一枚の受診券で受診できます。  
(受診できる健診は個人によって異なります)

| 平成24年度 特定健診・がん検診等 受診券 |      |                  |       |
|-----------------------|------|------------------|-------|
| 受診券                   | 整理番号 | 受診期間             | 自己負担額 |
| 特定健診                  |      | 平成25年<br>3月30日まで | ガイド参照 |
| 人間ドック                 |      |                  |       |
| がん検診                  |      |                  |       |
| <今年度受診可能な健診>          |      |                  |       |
| 特定健診(生活習慣病)           |      | がん検診等            |       |
| 基本                    | 詳細   | 胃                | 肺     |
|                       |      | 子                | 乳ク    |
| 基本                    | 詳細   | 大腸               | 乳マ    |
|                       |      | 子ク               | 大腸ク   |
| 基本                    | 詳細   | 乳視               | 乳超    |
|                       |      | 肝炎               |       |

# 特定保健指導が始まります!

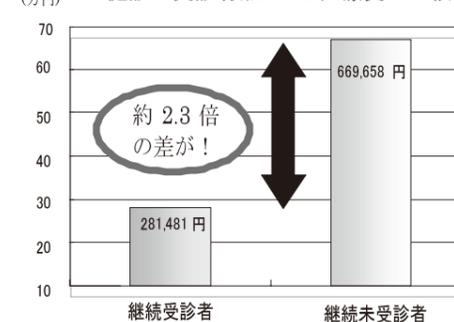
4月よりスタート!

## お金で考える健康問題

### ○医療費、2倍以上の差が・・・

右図は、健診を継続して受けた方と受けていない方の平成20・21年の2年間の医療費を比較したものです。健診の受診有無によって2年間で2倍以上の差があります。

健診の受診有無による医療費の比較

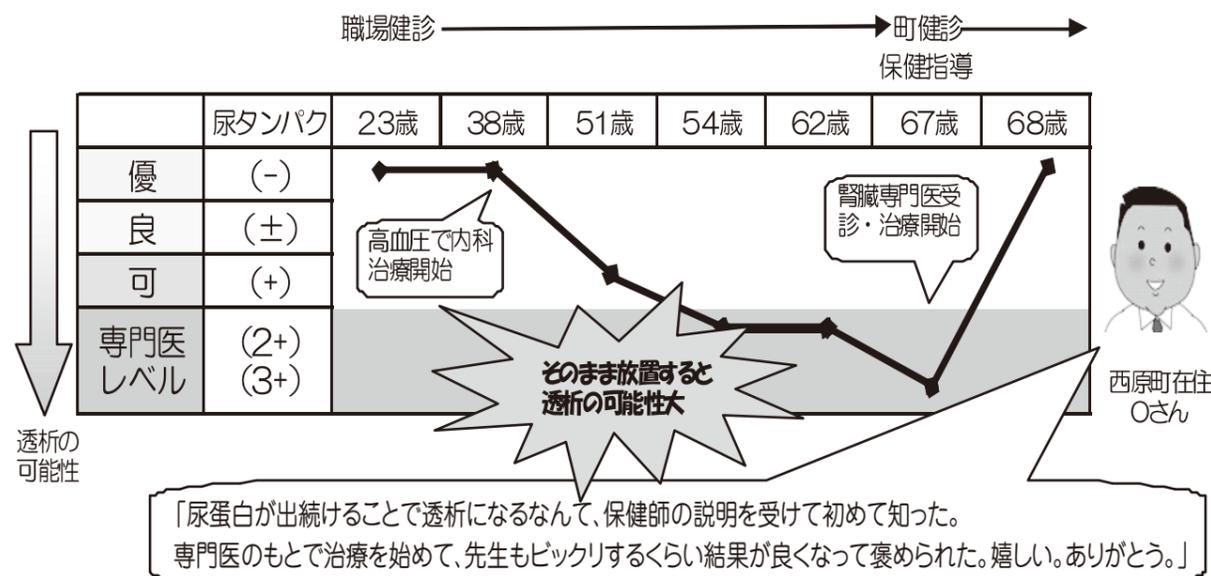


### ○健診を受けて社会保障費を抑えよう!

私たちの所得に占める介護費、医療費等の社会保障費の割合が年々上がってきています。介護になった原因を見てみると、脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病が多くなっています。つまり、1年に1回は健診を受け、自分の検査値を把握することが社会保障費の抑制につながります。しかし西原町の特定健診の受診率は、平成22年度37.1%、平成23年度35%前後(見込み)と国の基準65%を大きく下回り伸び悩んでいます。このままでは、今後の医療費・介護費の増加を止めることができません。自分のため、家族のために…**元気な今こそ健診を受ける意味があります。**

西原町では、健診を受けるだけでなく、みなさんが自分の検査値を判断できるようになってほしいという思いから、特定健診・または人間ドック受診後に、保健師・栄養士が結果の説明を行っており、糖尿病にならないためのアドバイスや透析の予防などで効果を上げています。

### ○保健指導を受けた方の声



お問い合わせ 福祉部健康推進課 ☎945-4791

# 災害時の避難に不安のある方は、災害時要援護者台帳への登録を。

西原町では、災害時に一人も見逃さない運動を展開します。

## ● 災害時要援護者台帳とは？

災害時に自分の力だけでは避難等が難しい方が、避難を支援していただく方と一緒に登録するもので、災害が発生した時に活用します。

## ● 登録には申し込みが必要です。

要援護者自身で申し込むほか、家族からの申し込みもできます。(本人の同意と支援者が必要です。)

## ● 要援護者(対象者)とは？

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 70才以上の高齢者のみの世帯の方
- ④ 介護保険の要介護認定を受けている方
- ⑤ 認知症高齢者

※ ①～⑤に該当しない方でも、避難することが困難または不安がある方は、申請することで災害時要援護者として登録できます。

## ※ 申込み方法など、分からないことがありましたら

福祉部福祉課・地域の民生委員・自治会長にご相談ください。

※ 地域の民生委員は対象家庭を訪問して、情報の提供や申し込みの案内を行っています。

● 申込み・お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 電話 945-5311 FAX 944-6551

# 国民年金学生免除のお知らせ

学生の方で本人の前年度所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を猶予し、10年以内は納付(追納)ができる**学生納付特例制度**があります。



## 対象者

学校教育法に規定する大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程) 一部の海外大学の日本分校に在学する方

## 持ってくる物

年金手帳・印鑑・学生証(コピー可)又は在学証明書 ※ 代理の場合、委任状(同一世帯でない場合)、身分証明書(免許証、健康保険証等)も必要

平成23年度に学生納付特例制度が認定されている方で、平成24年度も引き続き在学する方は、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要最低限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書が必要です。

※申請書(ハガキ形式)が送付されていない方は、役場窓口での申請手続きが必要です。



- 平成23年度(H23.4~H24.3)の学生免除受付期間は **5月1日(火)まで!!**
- 3月に卒業後、厚生年金などに加入予定がない方で4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、**7月31日(火)まで**に一般の「保険料免除」などの申請が必要です。

お問い合わせ：福祉部福祉課 ☎945-5311(内線121.123)

# あがりティーダウォーキング

今年度から ナイトウォークが始まります!

☆期間 平成24年4月~平成25年3月 今、話題のノルディックウォーキングも体験できます!

| 内容          | 4月~5月、11月~3月<br>第2日曜日(早朝) | 6月~10月<br>第2火曜日(夕方) |
|-------------|---------------------------|---------------------|
| 集合場所        | あがりティーダ公園                 | 西原町民陸上競技場           |
| 開会・受付・ストレッチ | 8:00~8:30                 | 19:00~19:30         |
| ウォーキング      | 8:30~9:20                 | 19:30~20:20         |
| ストレッチ・閉会    | 9:20~9:30                 | 20:20~20:30         |

参加費 無料!!



6月から10月はナイトウォークを開催! 仕事終わりに一汗流しませんか?

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 ☎945-4791



# 住民票の異動(変更)届について

4月は転勤および就職、入学等により住所を移す方が多くなります。忘れずに住民票の異動の届出を行いましょう!

## 《異動届は14日以内に!》

正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は簡易裁判所へ通知をし、5万円以下の過料の対象になることがあります。届出は期間内に行ってください。

転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村役場(西原町は総務部町民生活課)に届け出なければなりません。転出届は、転出する日までに届出をしてください。異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。

届出の際には、届出人の本人確認を行いますので、顔写真付き住民基本台帳カード・運転免許証・旅券(パスポート)・健康保険証等をお持ちください。

|                      | 例                             | 届出の際必要なもの   |
|----------------------|-------------------------------|---|
| 転入届<br>(町内へ引越しをしたとき) | 〇〇市 → 西原町へ                    | ◎転出証明書<br>(前住所地で発行された証明書)<br>◎届出人の本人確認ができるもの<br>(運転免許証・健康保険証等)<br>◎別世帯の方が届出する際は委任状<br>◎印鑑(届出人が本人の場合は不要) |
| 転出届<br>(町外へ引越しをするとき) | 西原町 → 〇〇市へ                    | ◎届出人の本人確認ができるもの<br>(運転免許証・健康保険証等)<br>◎別世帯の方が届出する際は委任状<br>◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)                              |
| 転居届<br>(町内で引越しをしたとき) | 西原町字上原〇〇番地<br>↓<br>西原町字幸地〇〇番地 | ◎届出人の本人確認ができるもの<br>(運転免許証・健康保険証等)<br>◎別世帯の方が届出する際は委任状<br>◎世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状<br>◎印鑑(届出人が本人の場合は不要) |

※一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上親元を離れ別の場所に住む場合は、住民票の異動届が必要です。

※世帯が異なる人(例:県外に住む両親等)が転入届出後、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。

※ご不明な点がございましたら、総務部町民生活課までお問い合わせください。

お問い合わせ/総務部町民生活課 ☎945-5012

## 町役場職員を対象に、クレーム対応研修を開催

住民対応の重要性を認識し、接遇の基本やクレーム時の具体的な住民対応の手法を学ぶことを目的に、大城久美子氏（コンサルティングオフィスおおしろ）を講師に迎え、「平成23年度西原町クレーム対応研修」（町主催）を2月8日に実施しました。研修には各部署から職員が参加。実際に役場で起こったクレーム事例を取り上げ、そのときの対応の問題点や、どう対応すべきだったのかを話し合い、今後の接遇の向上と住民に優しい行政サービスの提供を目指しました。



## 発達障がい児の支援と、保護者との関わりを学ぶ

発達障がい児の理解を深め、支援を強化することを目的に「平成23年度発達支援研修会」（町主催）が、2月17日に町中央公民館で開催され、母子保健に関わる保育士や幼稚園教諭などが参加しました。

研修会では、本町の乳幼児健診などで発達相談を受けている臨床心理士の仲本弘子氏が、町の現状を説明。「発達障がい児の対応は、親と周りの人が気付きを共有し、共に育てること。」と語りました。

また、沖縄県発達障がい児支援センターの保育士、玉城珠美氏が専門的な立場から講演を行い、「親が障がいを受け入れるには時間が必要。日ごろから信頼関係を構築して、苦労や悩みを聞き、共感し、尊重することが必要。」と述べました。



## 「西原町で大地震が起きたら」講演会で災害の恐ろしさを学ぶ

子育てに関する基本的な知識や技能を学習することを目的に、各小中学校PTAが展開する家庭教育学級の合同講演会が、2月20日に町中央公民館で開催されました。講演会では「もし、西原町で『巨大地震・津波』が起きたら」と題して、琉球大学理学部の中村衛准教授（写真）が講演しました。

中村氏は「沖縄は地震が少ないという認識を持つ人が多いが、震源の分布では日本の7分の1の地震が沖縄周辺で起こっている。」と沖縄の特徴を紹介。「地震の揺れは地盤の性質によって違う。西原町の中でも海岸に近いところは揺れが大きくなる傾向がある。」と分析しました。また、「西原町の地形は陸前高田市に似ている。陸前高田市の平坦な地はすべて津波がきた。海拔5mは浸水地域と考えて対策を考えるべき。」と津波対策の必要性を指摘しました。



# まちの話題

## 笑いで子育てを考えよう！お笑い子育て講演会を開催

お笑いライブや専門家のトークを通じて、子育てに関する悩みをともに考えることを目的に「爆笑うちな～子育て」と題した講演会（町主催）が2月11日、町中央公民館で開催されました。

パパが育児を楽しむ方法などを講演した東浩司氏（NPO法人ファザーリングジャパン理事）は、「男は子どもができる体感ができないので、育児に『パパスイッチ』の点灯が必要。『パパスイッチ』入っていますか？」と独特の表現で参加者に問いかけ、「世の中のお父さんが笑顔で育児をがんばってほしい。」と呼びかけました。

お笑いライブではウーマクーボーイズとハンサムスの2組が漫才を披露。子育てアンケートの結果をもとに、妊娠中の妻と飲みについて帰ってきた夫が言い合うエピソードなど、世の中の子育て事情を笑いで伝えました。

「子育て解説トーク」と題した出演者のフリートークでは、助産師の百名奈保さんを加えて産後うつや夜の営みなど、普段なかなか人に相談しづらい問題を、笑いを交えながら話し合いました。



## 西原から世界へ！ビーチバレー選手が西原町で腕を磨く

ビーチバレーで国際的に活躍している浅尾美和・浦田景子選手と井上真弥・長谷川徳海選手のペアが西原マリパークで合宿を行い、2月16日に上岡明町長を表敬訪問しました。

2年ぶりに本町で合宿をする浅尾選手は、今年ペアを結成したばかりの浦田選手とともに、「西原に戻ってこられて嬉しい。冬の練習には最適な環境で、新しいペアの連携を高めたい。」とコメントしました。2010年シーズンに日本一となり、アジア大会にも出場した井上・長谷川ペアは「オリンピックを目指すため、腕を磨きたい。」と力強く今年の抱負を語りました。



## 小波津団地自治会が35周年を迎える

小波津団地自治会が35周年を迎え、2月19日に小波津団地自治会ふれあいセンターで記念式典と祝賀会が開催されました。

小波津団地は沖縄県住宅供給公社によって1973年から宅地が造成され、近隣市町村から転入してきたことで作られた地域です。77年に260戸で自治会が結成され、今年35年の節目を迎えました。

式典で石川清勝会長は「先輩方の功績や近隣自治会の協力で発展することができた。まだ35年の歴史だが、これから築き上げられる団地の伝統を子どもたちに託したい。」とあいさつしました。また、未来への抱負として、自治会と同じ35歳の金城豊さんが「団地に住み始めた先輩方が、『ここがふるさと』と胸を張って言えるように地域づくりをがんばったと思う。後世に引き継いでいけるよう、これからは自分たちが地域の先頭に立っていきたい。」と力強く語りました。

同自治会では関連事業として、35年の歴史を振りかえる「あんやたん写真展」を、2月5日から15日に開催しました。



## 西原中から花いっぱいの地域づくりを発信

まちの緑化を図るとともに、花作りを通じて地域づくりに参加することを目的に「フラワータウンプロジェクト」が西原中で実施され、38通り会などへの贈呈式が2月27日に行われました。

この事業は同中学校の生徒が育てた花のプランターを地域に提供して、店先などで育ててもらうことで地域の緑化を図り、花を通して生徒と地域の交流を育むことを目指して実施されたものです。この日は、生徒のメッセージが書かれた約400個のプランターが通り会や自治会などに贈呈されました。

贈呈式で平良嘉男校長は「今まちづくりを支えている人たちの次を背負って立つのは君たち。プロジェクトを通じて、自分たちの時代はどんな町にしようか考えてみてほしい。」と生徒たちに事業の意義を語りました。また同事業は、サンエー西原シティなどの町内企業・各種団体が資材を提供して実現したとのこと。平良校長は「事業の理解と多大な協力をいただいた。」と感謝を述べました。



## FC琉球が西原町でフレンドリーマッチ

沖縄にプロサッカーチームのキャンプを誘致する「美ら島サッカーキャンプ」プロジェクトの一環として、2月13日に西原町民陸上競技場でFC琉球と水原三星ブルーウィングス（韓国プロサッカーチーム）のトレーニングマッチが開催されました。水原三星は2月に町内の東崎公園と町民陸上競技場をキャンプ地として滞在しており、そのトレーニングとして試合が行われました。

試合前には、上岡明町長から激励のあいさつと花束が贈られ、両チームの選手を歓迎しました。無料で解放されたスタンドには多くのファンや町民が観戦に訪れ、選手のプレーに歓声を送りました。



## 平成24・25年度の後期高齢者医療の保険料率改定について

後期高齢者医療制度は、年々増加する被保険者と医療費の動向を踏まえて2年ごとに保険料の見直しを行う制度となっており、被保険者である高齢者一人ひとりに保険料のご負担をお願いしています。

平成24・25年度の保険料率（所得割率、均等割額）については、約16億円の剰余金見込額を取り崩し、据え置きとすることが決定されました。

また保険料の賦課限度額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正により、55万円に改められました。

高齢者のみなさまにはご負担をお願いしますが、安心して医療が受けられるよう、今後にわたって安定的に持続可能な財政運営とするため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 平成24・25年度沖縄県均一保険料率（平成20年度より据え置き）

| 所得割率  | 均等割額    |
|-------|---------|
| 8.80% | 48,440円 |

### 沖縄県保険料賦課限度額

| 平成24年度（改正後） | 平成23年度（改正前） | 前年度比 |
|-------------|-------------|------|
| 55万円        | 50万円        | +5万円 |

※上記の金額については、平成24年2月14日開催、「平成24年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会」において決定されました。（沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

### 沖縄県被保険者数の動向

（単位：人）

| 年度    | H20年度（実績） | H21年度（実績） | H22年度（実績） | H23年度（見込） | H24年度（見込） | H25年度（見込） |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 被保険者数 | 109,090   | 113,104   | 117,106   | 121,112   | 125,051   | 129,073   |

※被保険者数について、平成20年度は、4月から翌年2月までの平均人数。

※平成21年度以降は、3月から翌年2月までの平均人数。

### 沖縄県被保険者一人当たり医療給付費の動向

（単位：円）

| 年度    | H20年度（実績） | H21年度（実績） | H22年度（実績） | H23年度（見込） | H24年度（見込） | H25年度（見込） |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 医療給付額 | 875,926   | 894,880   | 917,511   | 941,325   | 960,196   | 982,566   |

※高齢者の一人当たりの医療給付費が増加する見込みとなっています。

**お問い合わせ：沖縄県後期高齢者医療広域連合** 〒904-1192 うるま市石川石崎1丁目1番  
**総務課 098-963-8011 管理課 098-963-8012 事業課 098-963-8013**



## 普段は見られない図書館を探検！

図書館の利用率の向上と子どもの学習の場としての活用を図る「西原町立図書館の秘密を探ろう！」と題したイベントが、2月12日に町立図書館で開催されました。このイベントは町立図書館と琉球大学教育学部の望月道浩研究室の学生が共同で開催。企画や運営は学生が中心になって行われました。

参加した子どもたちは資料室にある「図書館で一番古い本」や沖縄戦の資料を見学したり、自動化書庫の操作を教わったりして、初めて見る図書館の裏側に目を輝かせました。イベント後は参加者に図書館大使の認定証が渡されました。



## まちの話題

### クイズや実験で黒糖の秘密を知ろう！

西原の中心産業だった製糖業にちなんで黒糖を知ろうと、「黒糖の不思議を発見しよう！」(子ども探究心活性化事業実行委員会主催)が2月24日、町立図書館で開催されました。

参加した子どもたちは「1本のサトウキビからどのぐらいの黒糖が作れる？」などのクイズに挑戦して、黒糖に関する知識を学びました。また、砂糖の味比べをしたり、いろんなジュースに含まれる糖分を糖度計で測ってみたりして、黒糖の秘密を調べていました。



## 日ごろの活動の成果を披露 中央公民館まつり開催

中央公民館を拠点として活動している事業やサークルが実践発表を行い、今後の公民館活動の一層の充実と発展を目指す「平成23年度中央公民館まつり」が2月25日と26日の2日間、町中央公民館で開催されました。

イベントには、13団体の作品や活動内容が展示され、26のサークルが舞台発表を行って、来場者に日ごろの活動をアピールしました。展示コーナーでは、絵画や生け花などの作品が飾られ、訪れた人の目を楽しませました。また、書道を展示した「茅原書芸会」(代表者 宮本峰堂)は、東日本大震災の被災者支援のため義援金を募り、7,365円を寄附しました。26日に開催された舞台発表の会場にはたくさんの人が来場し、コーラスや三線、大正琴に耳を傾け、フラダンスや民踊などを観賞しました。またサークル活動の講師が、指笛・手話・カチャーシーの基本を教えるコーナーでは、来場者も参加してイベントを楽しみました。



## 西原町シルバー人材センター

### 平成24年4月1日に「公益社団法人」へ移行

平成20年の公益法人制度改革3法の施行に伴い、西原町シルバー人材センターは、公益法人認定の要件を満たす整備を図ってきました。平成23年11月1日に県知事への認定申請手続きを行い、12月16日に沖縄県公益認定等審議会において、その内容が認定基準に適合しているとの答申を受けました。

これにより、平成24年4月1日より、「公益社団法人」西原町シルバー人材センターとして新たにスタートすることになりました。

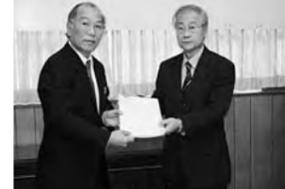
西原町シルバー人材センターは、地域社会から信頼されるセンター組織として大きな期待が寄せられています。今後も地域に密着した事業の展開を基本に据えて、新しい公益法人組織のもと、地域高齢者の社会参加活動や就業機会の創出など、公益目的事業の展開を強力に推進します。



### ごみの排出削減を目指して、計画を答申

西原町一般廃棄物減量等推進審議会（新垣武会長）は、町から諮問を受けていた「西原町一般廃棄物処理基本計画」について審議した結果を、2月8日に答申しました。

答申を受けて上岡町長は「本町のごみ排出量は近隣と比較しても多く、比例して財政負担が肥大化している。今後は特に生ごみと事業系ごみの処理を課題として、計画内容を具体的な施策に活かしたい。」とこれからの抱負を語りました。



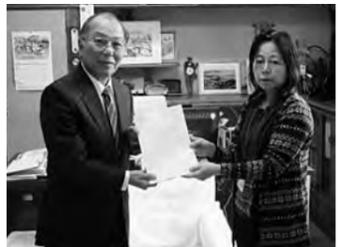
同計画は、現状分析や廃棄物の排出量を予測し、排出抑制や資源化の推進などを記しており、内容を精査した上で施策に反映されます。

### 高齢者の福祉と保険を見直し、充実を図る

西原町高齢者保健福祉計画策定委員会（国古悦子委員長）は、平成23年度で計画期間満了となる「西原町高齢者保健福祉計画」の次期計画（ことぶきプラン2012）を審議し、2月10日に答申しました。

本計画は老人福祉計画と介護保険事業計画を併せたものとなっており、同委員会は次の計画に対して、高齢者福祉事業の充実や介護保険料の見直し等を答申しました。

答申を受けて、4月1日より新しい計画のもとに事業が施行されます。



# 平成24年度からコンビニエンスストア納付スタート!

これまで**固定資産税**、**個人住民税（普通徴収）**、**軽自動車税**の納付は、沖縄県内の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、県外の方は郵便局で納付を行っていましたが、全国の主なコンビニエンスストアでも、時間や曜日を気にすることなく納付ができるようになりました。

取扱いコンビニエンスストア及び金融機関については以下のとおりとなります。

- 【沖縄県内】** ○ファミリーマート ○ココストア ○ローソン  
**【全 国】** 上記3社含む。  
 ○セブンイレブン ○デイリーヤマザキ ○ヤマザキデイリーストア ○サークルK ○サンクス ○ミニストップ  
 ○スリーエフ ○ハセガワストア ○コミュニティストア ○ポプラ ○生活彩家 ○くらしハウス ○ダイエー  
 ○スリーエイト ○エブリワン ○セイコーマート ○スパーク北海道 ○セーブオン ○MMK設置店  
 ○ヤマザキスペシャルパートナーショップ

- 【沖縄県内の金融機関】** ○琉球銀行 ○沖縄銀行 ○沖縄海邦銀行 ○コザ信用金庫  
 ○沖縄県労働金庫 ○沖縄県農業協同組合 ○沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

お問い合わせ 総務部税務課 徴収収納係 ☎945-4729

## 不動産公売の結果について

町は、滞納者から差押えた不動産を3月6日に「公売」し、下記のとおり落札されました。

| 売却区分番号 | 所在地                     | 地目   | 地積 (㎡) | 見積価額 (円)<br>(最低価額) | 最高価申込<br>価額 (円) |
|--------|-------------------------|------|--------|--------------------|-----------------|
| 23の10  | 国頭郡本部町字謝花<br>シリナ原 362 番 | 水道用地 | 1,486  | 6,290,000          | 6,300,000       |

町税は、道路や公園の整備、福祉、教育、消防、ごみ処理などに活用される暮らしに欠かせないものです。本町の財政は依然として厳しいことから、納税の指導や催告に応じない滞納者に対しては、預金、給与、賃貸料、不動産、タイヤロック等の差押を行い、公売についても押し進めます。

町税は、納期内での自主納付が基本原則です。みなさまの納期内納付へのご協力をお願いします。

お問い合わせ 総務部税務課 徴収収納係 ☎945-4729

## 北那覇税務署からのお知らせ

### 確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で申告内容に間違いがあることに気付いた場合や、確定申告を忘れていた場合などは、次の方法で訂正や申告をすることができます。

|                           |   |                     |
|---------------------------|---|---------------------|
| 税額を多く申告した場合には更正の請求ができます。  | 提出期間  | 平成23年分→法定申告期限から5年以内 |
| 税額を少なく申告した場合は修正申告をしてください。 | 法定納期限の翌日から納付する日までの期間、延滞税がかかります。                   |                     |
| 申告を忘れていた場合には早めに申告してください。  | 加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの期間について延滞税がかかります。 |                     |

### 保険年金に係る特別還付金の手続

次に該当する年金を受給されている方は、平成12年分から平成18年分の各年分の所得税額が納め過ぎとなっている場合があります。ご注意ください。

なお、納め過ぎとなっている方は、平成24年6月29日までに手続きをすることで納め過ぎの所得税額に相当する額（特別還付金）が支給されます。

| 年金型保険               | 学資保険                                | 個人年金保険                        |
|---------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 死亡保険金を年金形式で受給している方。 | 学資保険の保険契約者が亡くなったことに伴い、養育年金を受給している方。 | 相続等により個人年金保険契約に基づく年金を受給している方。 |

★★税に関する情報は国税庁ホームページへ★★

国税庁 検索

# 口座振替をご活用ください!

町税等の納付には口座振替が便利です。

- ・納め忘れがなくなります。
- ・金融機関窓口に行かなくてすみます。
- ・現金を持ち歩かずにすみ、安全です。

### 口座振替のお申し込みは…

口座振替のお申し込みは下記の金融機関で、金融機関

- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄海邦銀行
- ・琉球銀行
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄銀行
- ・コザ信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

※申込書は町内の金融機関または西原町各収納担当課窓口で配布しています。

### お問い合わせは

- 各種お問合せは各収納担当課窓口まで
- 総務部税務課 ☎945-4729
  - 福祉部健康推進課 ☎945-4791
  - 福祉部福祉課 ☎945-5311
  - 福祉部介護支援課 ☎945-5013
  - 教育部学校教育課 ☎945-5039
  - 教育部生涯学習課学校給食共同調理場 ☎945-4935

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付書の納付期限日と口座振替日が異なります。

口座振替日は各期25日（25日が休みの場合は翌営業日）となります。

詳しくは下記、納期限一覧表でご確認ください。

## 記帳文言一覧表

口座振替を行った際、通帳に記入される文言の一例です。金融機関によって多少文言が異なります。

| 種 目           | 記帳される文言 |             |
|---------------|---------|-------------|
|               | 漢字表記の場合 | カタカナ表記の場合   |
| 町 県 民 税       | 西原町県民税  | ニシハラチョウゼイ   |
| 固 定 資 産 税     | 西原町資産税  | ニシハラサンゼイ    |
| 軽 自 動 車 税     | 西原町軽自税  | ニシハラクイジゼイ   |
| 国 民 健 康 保 険 税 | 西原町国保税  | ニシハラクホゼイ    |
| 介 護 保 険 料     | 西原介護保険  | ニシハラカイゴホケン  |
| 後期高齢者医療保険料    | 西原後期保険  | ニシハラコウキョケン  |
| 学 校 給 食 費     | 西原町給食費  | ニシハラキョウシヨクヒ |
| 保 育 所 保 育 料   | 西原町保育料  | ニシハライクリョウ   |
| 幼 稚 園 保 育 料   | 西原幼保育料  | ニシハラヨウホイク   |
| 預 かり 保 育 料    | 西原預保育料  | ニシハラヨウアズカリ  |

## ～ 平成24年度 町税等納期限（口座振替日）一覧表 ～

| 種 目           | 納 期（口座振替日）     |                |                |                  |                  |                |                |                |
|---------------|----------------|----------------|----------------|------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|
|               | 第一期分           | 第二期分           | 第三期分           | 第四期分             | 第五期分             | 第六期分           | 第七期分           | 第八期分           |
| 町 県 民 税       | 7/2            | 8/31           | 10/31          | 1/31             |                  |                |                |                |
| 固 定 資 産 税     | 5/31           | 7/31           | 12/25          | 2/28             |                  |                |                |                |
| 軽 自 動 車 税     | 5/31           |                |                |                  |                  |                |                |                |
| 介 護 保 険 料     |                |                |                |                  |                  |                |                |                |
| 国 民 健 康 保 険 税 | 7/31<br>(7/25) | 8/31<br>(8/27) | 10/1<br>(9/25) | 10/31<br>(10/25) | 11/30<br>(11/26) | 1/4<br>(12/25) | 1/31<br>(1/25) | 2/28<br>(2/25) |
| 後期高齢者医療保険料    |                |                |                |                  |                  |                |                |                |

| 種 目         | 納 期  |      |      |      |      |      |       |       |       |      |      |      |
|-------------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|------|------|------|
|             | 4月分  | 5月分  | 6月分  | 7月分  | 8月分  | 9月分  | 10月分  | 11月分  | 12月分  | 1月分  | 2月分  | 3月分  |
| 学 校 給 食 費   | 5/10 | 6/11 | 7/10 | 8/10 |      | 9/10 | 10/10 | 11/12 | 12/10 | 1/10 | 2/12 | 3/11 |
| 保 育 所 保 育 料 | 4/20 | 5/10 | 6/11 | 7/10 | 8/10 | 9/10 | 10/10 | 11/12 | 12/10 | 1/10 | 2/12 | 3/11 |
| 幼 稚 園 保 育 料 | 4/20 | 5/10 | 6/11 | 7/10 |      | 9/10 | 10/10 | 11/12 | 12/10 | 1/10 | 2/12 | 3/11 |
| 預 かり 保 育 料  | 4/20 | 5/10 | 6/11 | 7/10 | 8/10 | 9/10 | 10/10 | 11/12 | 12/10 | 1/10 | 2/12 | 3/11 |

※幼稚園入園許可手数料は幼稚園保育料に包含

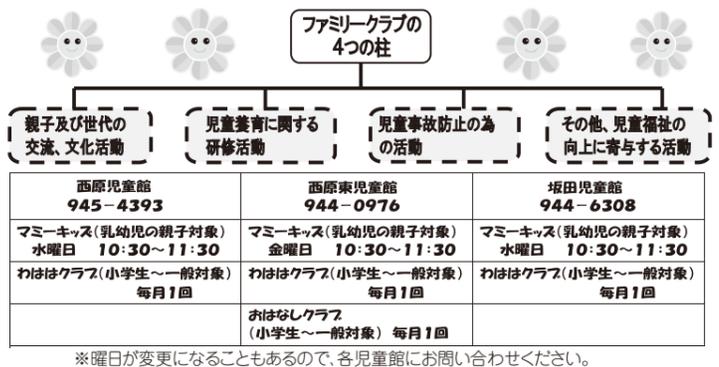
# 西原町じどうかん ファミリークラブ会員募集!!

☆児童館とは?…児童館は「幼稚園生や小学生が遊ぶところ」だと思いませんか?  
児童館は、子どもたちの健康で情操豊かな健全育成を目的とした施設です。乳幼児の親子から中高生まで利用できます。(安全上の理由により5歳以下のお子さんは保護者同伴での利用になります。)また、子どもを中心とした地域の方との交流活動の場でもあります。 ※幼稚園4歳児クラスのお子様は、5歳になっても保護者同伴です。

☆ファミリークラブとは…「町の子は、みんな我が子」を合い言葉に、子どもたちの健全育成を目的に楽しく活動するクラブです。児童館活動を一緒にできる方でしたら入会できます。  
\*ファミリークラブには3つのサークル、クラブがあり、好きなところに登録できます。

## 会員になるには?

お近くの児童館で入会できます。(随時、会員募集中)  
手続きされた児童館のファミリークラブの会員になれます。  
会費は無料です。(※ 材料費など実費がかかることがあります。)



**主な活動内容**  
\*クラブ全体…文化・生活向上の為に講座 世代交流会、交通安全マスコット作りなど  
\*マミーキッズ…親子体操 リトミック(講師が来ます)、3館合同社会見学 運動会 クリスマス会など  
\*わははクラブ…地域清掃 手作り会・行事のお手伝いなど  
\*おはなしクラブ…おはなし製作 地域へ出張おはなし会など

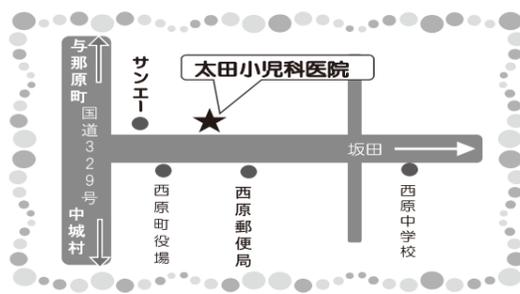
# 病後児保育事業について

## 4月より新たに利用登録が必要です!

この事業は、保育園に通園中の児童が病気の回復期にあるため集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かり保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的としています。

☆実施施設  
医療法人ひまわり会 太田小児科医院  
西原町字小橋川164番地の2 電話946-5081

☆利用方法  
事業の利用を希望する保護者は、事前に福祉部福祉課で利用登録をお願いします。(申請書は福祉部福祉課にあります。)  
利用時は、利用申請書を直接、実施施設へ提出してご利用ください。  
※利用するためには、毎年度登録が必要になります。  
登録期間は、申請日から平成25年3月31日までです。



|    | 月         | 火 | 水 | 木         | 金         | 土         | 日 |
|----|-----------|---|---|-----------|-----------|-----------|---|
| 午前 | 8時半~5時半まで |   |   | 8時半~12時まで | 8時半~5時半まで | 8時半~3時半まで | × |
| 午後 | 8時半~5時半まで |   |   | ×         |           |           |   |

☆利用料金  
① 保育料 2,000円 (1人当たり日額。半日利用の場合は、保育料は半額になります。)  
② 食費 500円  
※ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。福祉部福祉課まで申請してください。  
申請がない場合、保育料の免除が受けられない場合がありますのでご注意ください。  
(1) 市町村住民税非課税世帯 → 保育料一部免除(1,000円) ※半日の場合は半額  
(2) 生活保護世帯 → 保育料全額免除

☆対象児童  
西原町に居住する者で次のいずれかに該当する者  
① 保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な者。  
② 保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)

☆対象となる病気  
風邪、消化不良症(多症候性下痢)、麻疹、水痘、風疹、喘息等

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 TEL945-5311

# 障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神又は身体の重度障がいのため、常時の介護を必要とするなどの特別な負担を軽減するため、在宅の重度障がい児(者)に対して障害児福祉手当(特別障害者手当)を支給しています。ここでは、その制度について紹介します。

| 支給対象者 | 障害児福祉手当  | 特別障害者手当   |
|-------|--|---|
| 支給対象者 | 精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする20才未満の在宅の障がい児で、福祉保健所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象となりません。<br>(1) 施設に入所(通所を除く)している場合。<br>(2) 政令で定める公的年金を受給している場合。 | 精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20才以上の在宅の障がい者で、福祉保健所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象となりません。<br>(1) 施設に入所(通所を除く)している場合。<br>(2) 病院又は診療所に3ヶ月以上入院している場合。 |
| 支給制限  | 手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。  |   |
| 手当額   | 障害児福祉手当 月額 14,280円 (平成24年4月から改正)   | 特別障害者手当 月額 26,260円 (平成24年4月から改正)  |
| 支給    | 毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月までの3ヶ月分を、届け出た金融機関の口座に振り込みます。   |   |
| 申請手続  | 認定請求書、所得状況届、所得証明書、戸籍謄本、住民票謄本の写、認定診断書などの必要書類を添えて、福祉部介護支援係障害支援係の窓口へ提出してください。なお、認定請求書などは役場又は南部福祉保健所に備えていますので、お問い合わせください。                      |   |

※手当の額は消費者物価指数の動向で変更されるため、平成24年4月より特別障害者手当等の額が変更となります。  
<お問い合わせ>福祉部介護支援課(障害支援係) ☎945-5013 / 沖縄県南部福祉保健所総務福祉班 ☎889-6364

# 子どもの事故を予防しましょう!

医学の進歩や衛生状況がよくなったことで、昔に比べて病気で亡くなる子どもはかなり少なくなりました。しかしその反面、「不慮の事故」で亡くなる子どもが増えています。平成22年度人口動態統計によると、子どもの死因で「不慮の事故」が、0歳児は第4位ですが、1歳から4歳は第2位、5歳から9歳においては第1位、また、10歳から14歳も第1位となっています(表1)。また不慮の事故の内訳をしてみると、0歳で77.0%、1歳から4歳で52.3%、5歳から9歳で24.8%、10歳から14歳においては30.6%が、家庭内で事故が起きています。家庭内における主な不慮の事故の種類については、円グラフをご覧ください。

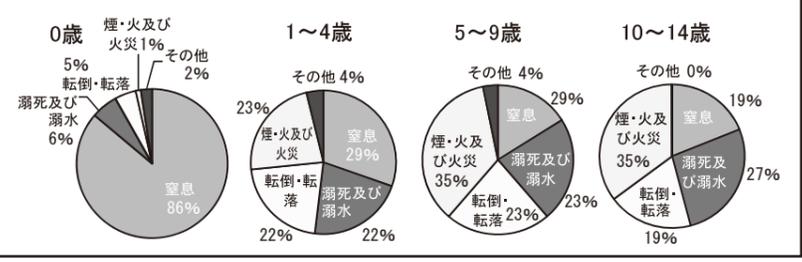
“事故”は突然起こるので予測が困難と思われがちですが、環境の改善などにより予防が可能といわれています。子どもの事故を予防するためには、子ども自身に注意力をつけさせることだけでなく、家庭内の生活環境の改善が必要となってきます。特に就学前のお子さんがある保護者の方については、この機会に自宅内で危険なところがないかチェックしてみましょう。

表1: 死因順位(第5位まで)

|        | 第1位            | 第2位           | 第3位                   | 第4位   | 第5位            |
|--------|----------------|---------------|-----------------------|-------|----------------|
| 0歳     | 先天奇形、変形及び染色体異常 | 周産期に特異的な呼吸障害等 | 乳幼児突然死症候群             | 不慮の事故 | 胎児及び新生児の出血性障害等 |
| 1~4歳   | 先天奇形、変形及び染色体異常 | 不慮の事故         | 悪性新生物                 | 肺炎    | 心疾患            |
| 5~9歳   | 不慮の事故          | 悪性新生物         | 心疾患<br>先天奇形、変形及び染色体異常 | —     | その他の新生物        |
| 10~14歳 | 不慮の事故          | 悪性新生物         | 自殺                    | 心疾患   | 先天奇形、変形及び染色体異常 |

(平成22年度人口動態統計より)

家庭内における不慮事故の内訳(年齢別)(※平成22年度人口動態統計より)



## 【平成24年度 就学援助希望者の申請について】

西原町では就学援助事業を行っています。  
この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。  
就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出てください。

### 1. 対象者

- 町内に住所を有し、同一世帯で児童生徒を養育している保護者。
- (1) 生活保護を受けている者。(【要保護世帯】として認定します)
- (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者。(【準要保護世帯】として認定します)
- 具体的には、平成23年中の所得で同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。

| 世帯 | 家族構成                 | 総所得額  |
|----|----------------------|-------|
| 2人 | 親1人・小学生1人の場合         | 146万円 |
| 3人 | 親1人・中学生1人・小学生1人の場合   | 208万円 |
| 4人 | 両親・中学生1人・小学生1人の場合    | 250万円 |
| 5人 | 両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合 | 279万円 |

※上記金額は大体の目安です。予算の枠内で収入・扶養人数等を考慮して認定します。  
※所得とは、以下の算式で算出した額をいいます。  
所得＝所得税法上の所得の合算額－所得控除(社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ)

### 2. 援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※ただし、要保護(生活保護)世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限ります。

### 3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、就学先の学校に申請してください。

【受付期間】4月23日(月)～5月25日(金)

※認定要件を満たしていても受付期間を過ぎた場合、受け付けできませんのでご注意ください。

#### 【提出書類】

- ①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書(学校で配布)
  - ②住民票謄本(続柄の記載されているもの)一部
  - ③平成24年度課税証明書(同一世帯者のうち、18歳以上の者全員)
  - ④その他(家賃証明書・預金通帳の写し等)
- ※②及び③の書類については、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要。(同意されない方は、先に認定調書と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降にお早めに提出してください。)

※平成24年1月1日に西原町以外に住居のあった方は西原町に税の情報が無いため、後日課税証明書の提出を求めます。

※追加申請(町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る)については平成25年1月末日まで。

#### 【提出先】就学先の小・中学校

お問い合わせ 各小・中学校または  
教育委員会学校教育課  
電話 945-5039 (内線513) FAX 945-6770

## 4月保健事業日程

| 月日   | 曜日 | 事業名            | 対象者                       | 実施場所      | 使用室           | 受付時間        |
|------|----|----------------|---------------------------|-----------|---------------|-------------|
| 4/8  | 日  | あがりティードアウォーキング | 関心のある方                    | あがりティード公園 |               | 8:00～       |
| 4/11 | 水  | ベビースクールⅠ       | H23.10.3生まれ～H23.12.9生まれ   | 中央公民館     | 調理・和室         | 13:30～      |
| 4/12 | 木  | 3歳児健診          | H20.11.16生まれ～H20.12.15生まれ | 中央公民館     | ホール・控室・和室・幼児室 | 13:30～14:15 |
| 4/18 | 水  | ベビースクールⅡ       | H23.10.3生まれ～H23.12.9生まれ   | 社会福祉センター  | 大広間           | 13:30～      |
| 4/19 | 木  | 1歳半健診          | H22.8.8生まれ～H22.9.7生まれ     | 中央公民館     | ホール・控室        | 13:30～14:15 |
| 4/22 | 日  | 20代・30代健診      | 20代・30代の方                 | 中央公民館     | ホール           | 8:00～10:00  |
| 4/23 | 月  | 住民健診           | 小橋川・内間                    | 小橋川公民館    | 字公民館          | 8:00～10:00  |
| 4/23 | 月  | BCG            | 3ヶ月～6ヶ月未満                 | 沖縄県総合保健協会 |               | 15:30～16:00 |
| 4/26 | 木  | ポリオ            | 3ヶ月～7歳半                   | 中央公民館     | ホール           | 13:45～15:00 |
| 4/26 | 木  | ベビースクールⅢ       | H23.10.3生まれ～H23.12.9生まれ   | 坂田児童館     | プレイルーム        | 10:00～      |
| 5/8  | 火  | 住民健診           | 小那覇                       | 小那覇公民館    | 字公民館          | 8:00～10:00  |

◆お問い合わせ◆ 福祉部健康推進課 TEL 945-4791 fax 944-6554

国際標準規格 ISO9001:2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業)加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(9)第0928号  
あなたのホームプランナー

**南新物産**

地域の不動産業で30年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談  
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。



ナンちゃん®

南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7  
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 http://www.nanchan.co.jp E-mail hae@nanchan.co.jp

## 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の予防接種について

平成23年1月から無料で接種している子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の予防接種について  
**平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)も無料で接種できることになりました。**

※子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種となります。予防接種の効果と副反応をご理解いただき、保護者の判断のもとで接種してください。

### ○子宮頸がん予防ワクチン

日本では年間約15,000人が子宮頸がんにかかり、約3,500人が亡くなっているとの報告があります。子宮頸がん予防ワクチンの接種で、子宮頸がんの原因ウイルス「ヒトパピローマウイルス(HPV)」の感染の6～7割が予防できるといわれており、10代前半に接種することが推奨されています。

| 接種名              | 対象者             | 接種回数 | 接種スケジュール             |
|------------------|-----------------|------|----------------------|
| 子宮頸がん予防(HPV)ワクチン | 中学1年生～高校1年生相当年齢 | 3回   | サーバリックス 初回・1ヵ月後・6ヵ月後 |
|                  |                 |      | ガーダシル 初回・2ヵ月後・6ヵ月後   |

- ※ 例外で、平成23年度に高校1年生相当年齢の方で、平成24年3月31日までに1回以上接種した方は、高校2年生に相当する年齢になっても無料で予防接種を受けることができます。  
※ 初めて接種する方は、ワクチンの効果や副反応を説明した後に予診票をお渡しますので、福祉部健康推進課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 TEL 945-4791

### ○ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン

日本では、インフルエンザ菌b型(ヒブ)が原因で年間約600人、肺炎球菌が原因で年間約200人の子が細菌性髄膜炎を発症しているといわれています。またヒブによる細菌性髄膜炎を発症した子の約11%、肺炎球菌による細菌性髄膜炎を発症した子の約21%が亡くなったり、後遺症を残すとされています。今回の両ワクチンを接種することで、細菌性髄膜炎の約8割を予防できることとなります。

| 接種名         | 対象者     | 接種回数                   | 接種スケジュール |
|-------------|---------|------------------------|----------|
| ヒブワクチン      | 2ヶ月～4歳児 | 1回～4回(初回接種年齢で回数が異なります) | 下の表を参照   |
| 小児用肺炎球菌ワクチン |         |                        |          |

#### <ヒブワクチン>

| 接種開始時期     | 1回目 | 2回目  | 3回目       | 4回目     |
|------------|-----|--|-----------|---------|
| 2ヶ月齢～6ヶ月齢  | 初回  | 4～8週間隔で接種  | 4～8週間隔で接種 | 約1年後に接種 |
| 7ヶ月齢～11ヶ月齢 | 初回  | 4～8週間隔で接種  | 約1年後に接種   |         |
| 1歳～4歳11ヶ月  | 初回  | ※乳児期と違い、ヒブに対する抗体を作る能力が上がっているため、1回接種しただけで終了となります。 |           |         |

#### <小児用肺炎球菌ワクチン>

| 接種開始時期     | 1回目 | 2回目         | 3回目               | 4回目               |
|------------|-----|-------------|-------------------|-------------------|
| 2ヶ月齢～6ヶ月齢  | 初回  | 27日以上の間隔で接種 | 27日以上の間隔で接種       | 60日以上の間隔で接種(1歳以降) |
| 7ヶ月齢～11ヶ月齢 | 初回  | 27日以上の間隔で接種 | 60日以上の間隔で接種(1歳以降) |                   |
| 1歳～1歳11ヶ月  | 初回  | 60日以上の間隔で接種 |                   |                   |
| 2歳～4歳11ヶ月  | 初回  |             |                   |                   |



【お問い合わせ】福祉部福祉課 TEL 945-5311

西原町指定給水装置工事事業者 水まわりの非常事態には

**(有)ゆいまーる水道**

年中無休 見積無料 ☎0120-049-939



**注意!** 平成24年度固定資産税(1期分)の納期限は5月31日(木)です! (お問い合わせ:総務部税務課 TEL 945・4729)

# お知らせ

ゴールデンウィークのごみ回収について

ゴールデンウィーク期間中のごみ回収については、次の日程となりますのでご注意ください。引き続きごみの減量化、リサイクルのため、分別の徹底にご協力ください。

|                        | 4/29(日)<br>昭和の日 | 4/30(月)<br>振替休日 | 5/1(火) | 5/2(水) | 5/3(木)<br>憲法記念日 | 5/4(金)<br>みどりの日 | 5/5(土)<br>こどもの日 |
|------------------------|-----------------|-----------------|--------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 燃えるごみ                  |                 | 通常どおり           | 通常どおり  |        | 通常どおり           | 通常どおり           |                 |
| 燃えないごみ<br>危険ごみ<br>粗大ごみ |                 |                 |        | 通常どおり  |                 |                 | 休み              |
| 資源ごみ                   |                 | 休み              | 通常どおり  | 通常どおり  | 休み              | 休み              |                 |

【問合せ】総務部町民生活課 境保全係 ☎ 945・5018

離婚等によりひとりひとりで子ども(18歳の最初の3月31日)までにある子、または心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳に達する月まで(ある子)を養育している方や、両親の不明により代わって養育している方を対象に、児童扶養手当が支給されます。

また、20歳未満で法令に定める程度の障がいの状態にある児童を養育する父母または養育者を対象に、特別児童扶養手当が支給されます。

受給するためには申請が必要です。福祉部福祉課で、(特別)児童扶養手当制度の説明や申請に必要な書類の案内、資料配布を行っています。

平成24年度からの手当月額は次のとおりです。(平成24年8月振込分から該当)

- 児童扶養手当 (全部支給のときの月額) 41430円
- (一部支給のときの月額) 41420円
- 特別児童扶養手当 (1級の月額) 50400円

ひとり親世帯・障がい児世帯のみなさまへ

離婚等によりひとりひとりで子ども(18歳の最初の3月31日)までにある子、または心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳に達する月まで(ある子)を養育している方や、両親の不明により代わって養育している方を対象に、児童扶養手当が支給されます。

土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧のお知らせ

地方税法第416条第1項の規定により、平成24年度土地家屋価格等縦覧帳簿について、次のとおり縦覧に供します。なお、縦覧できる方は、西原町内に所有する土地や家屋にかかる固定資産税の納税者または代理人です。納税者の場合は運転免許証等、本人であると確認できるもの、代理人の場合は納税者からの委任状と運転免許証等、代理人本人であると確認できるものをご持参ください。

【縦覧期間】平成24年4月2日(月)～5月31日(木)(土日、祝日は除く) 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)

【縦覧場所】総務部税務課 (内線 143・145・148)

【問合せ】総務部税務課 ☎ 945・4729

【縦覧場所】総務部税務課 (内線 143・145・148)

【問合せ】総務部税務課 ☎ 945・4729

第15回チャリティー展示即売会開催のお知らせ

NPO法人西原町人づくり支援の会では、西原町を中心とした才能と意欲のある若者を支援するため、人材育成支援事業を実施し、町立小中学校への図書や贈り物、中学生短期海外留学支援、キリスト教学院大学奨学金、学術文化・芸能・スポーツ等奨学金贈呈等を継続的に実施しています。会の財源の資金造成の一環で、「チャリティー展示即売会」を開催します。

【日時】4月20日(金)～22日(日) 9:00～22:00 (最終日は20:00まで)

【場所】サンエー西原シティ食品館側コート

【展示品】陶芸・書道・絵画・手工芸品・写真その他

【主催】NPO法人西原町人づくり支援の会

【問合せ】NPO法人西原町人づくり支援の会事務局 ☎ 945・3442 (與那城)

第10回「梅の香り」うた遊び大会のご案内および出場者募集について

字小那覇出身の新川嘉徳氏にちなみ、同氏が作詞作曲した「梅の香り」のうた遊び大会を開催します。

【日時】4月28日(土) 18:00開演

【場所】小那覇児童公園特設会場 (雨天時は町中央公民館)

【主催】「梅の香り」歌碑建立記念

事業委員会・小那覇自治会

【出場者の申込】 出場希望者は申込用紙に、住所・氏名・年齢・性別・連絡先(自宅または携帯)・応募動機を記入の上、顔写真を貼付(証明用サイズ)し提出してください。申込用紙は小那覇公民館で配布しているほか、西原町ホームページからダウンロードできます。

※出場者数は15組。応募多数の場合は選考の上、出場者に通知します。

【参加費】一千元

【受付〆切】4月13日(金)

【問合せ・申込み】小那覇公民館(字小那覇397番地) ☎ FAX 946・0748

危険物取扱者試験のご案内

【日程】6月3日(日)

【試験の種類】甲種・乙種(第1類～第6類)・丙種(試験会場) 南部農林高校・沖縄国際大学ほか

【願書受付期間】4月19日(木)～26日(木)

【願書提出先】(財)消防試験研

町内相談機関

**総合相談** 日常生活のあらゆる相談  
時間/午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)  
月/福祉相談 宮良律子  
火/一般お悩み相談 諸見里美和  
水/法律相談(午後1時～4時) 垣花豊順(弁護士)  
木/消費生活相談 大城恵美  
金/こども悩み相談 金城功恵  
第1金/ひきこもり相談 サポートステーションなは  
問合せ/西原町社会福祉センター内総合相談所 ☎835-8822 ☎945-3651 ※予約優先

窓口相談 何でも相談  
第1・第3火曜日  
午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)  
相談員 上木律子  
問合せ/企画財政課 ☎945-5340

教育相談 不登校生徒及び保護者への支援、助言  
月～金 午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)  
相談員/末吉良治、屋比久薫、佐久川弥生  
問合せ/教育委員会相談室 ☎944-3603

行政相談 行政に対しての苦情や要望  
行政相談委員/平良ヨシ江 大城 恵子  
基本は随時、但し、第4火曜は巡回相談:  
午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)  
問合せ/企画財政課 ☎945-5340

人権相談 人権に関する相談  
随時 相談員/安里政雄、如花正、當眞信子  
問合せ/総務課 ☎945-5011  
※要電話受付

法律相談 弁護士による法律に関する相談  
第3火曜日午後2時～5時半  
相談員/永吉盛元  
問合せ/総務課 ☎945-5011  
※要事前予約

身体障害者相談 申請手続きなど  
随時 相談員/奥原 陽子 ☎946-2617  
糸数ノリ子 ☎945-9169  
木本 幸子 ☎944-0339  
問合せ/介護支援課 ☎945-5013

知的障害者相談 養育、生活などの相談  
随時 相談員/安谷屋千恵子 ☎946-4411

精神障害者相談 精神的悩みの相談  
月火木金:午前9～12時、午後2～6時  
水・土:午前9～12時  
医師/城間政州  
問合せ/城間医院 ☎945-4551

地域包括支援センター 高齢者に関する相談  
随時 相談員/玉城、与那嶺、新垣  
問合せ/西原敬愛園内 ☎882-0117

## 家庭教育学級を開催しました

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p><b>西原東中学校</b><br/>第2回家庭教育学級・閉級式<br/>2月23日(木) 18:30～<br/>西原東中技術室<br/>実習:「スワロフスキーのアクセサリー作り」<br/>講師:石川 政美(ピースインストラクター)</p> | <p><b>坂田小学校</b><br/>第3回家庭教育学級・閉級式<br/>2月29日(水) 19:00～<br/>坂田小家庭科室<br/>実習:「給食エプロン作り」<br/>講師:仲里 恵子</p> | <p><b>西原東小学校</b><br/>第3回家庭教育学級・閉級式<br/>2月28日(火) 19:00～<br/>西原東小図書室<br/>講話:「子育てコーチング」<br/>講師:神村 佳宏<br/>(ハートフルオフィス代表)</p> |
|--|--|---|

## 事務所移転しました!

借金問題、相続、遺言、後見人等お気軽にご相談ください。(予約制)  
(借金問題は初回相談無料です。)

**きゃん 司法書士事務所** 完全個室の相談ブース完備。秘密厳守でゆったりとした相談ができます!

代表司法書士 喜屋武 力

与那原町字東浜 23番地2 Tel 882-8177 フリーダイヤル 0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00～PM6:00

## 要予約 事前にお問い合わせ下さい!

自然共生型アドベンチャースポーツ&パーク

# FOREST ADVENTURE IN ONNA

沖縄県国頭郡恩納村字真栄田1525 TEL (098) 963-0088 FAX (098) 963-0087  
(予約・問合せ) yoyaku@forest-adventure-onna.jp  
(URL) <http://www.forest-adventure-onna.jp>

事業主 **福山商事株式会社**



# 生涯学習だより

第192号

平成24年4月1日

生涯学習課 TEL.098-945-5036  
 中央公民館 TEL.098-945-3657  
 町民体育館 TEL.098-945-8095  
 坂田児童館 TEL.098-944-6308  
 西原児童館 TEL.098-945-4393  
 西原東児童館 TEL.098-944-0976

| 敢闘賞                   | 第3位                   | 準優勝              | 優勝               | 結果               |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                       |        |
|-----------------------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------|--------|
| t<br>s<br>i<br>m<br>e | h<br>t<br>i<br>m<br>e | o<br>w<br>n      | 坂田つ子             | チーム名             |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                       |        |
| 大<br>将                | 中<br>堅                | 先<br>鋒           | 大<br>将           | 中<br>堅           | 先<br>鋒           | 区<br>分           |                  |                  |                  |                  |                       |        |
| 宮<br>平<br>政<br>良      | 呉<br>屋<br>海<br>斗      | 宮<br>里<br>翔<br>太 | 玉<br>那<br>仁<br>巨 | 我<br>喜<br>友<br>哉 | 西<br>銘<br>文<br>貴 | 小<br>浜<br>光<br>翼 | 甲<br>斐<br>陸<br>斗 | 比<br>嘉<br>陸<br>斗 | 石<br>澤<br>堅<br>三 | 糸<br>数<br>終<br>人 | 杉<br>田<br>紀<br>一<br>郎 | 氏<br>名 |
| 〃                     | 〃                     | 〃                | 〃                | 〃                | 〃                | 〃                | 〃                | 〃                | 〃                | 〃                | 〃                     | 所<br>属 |



## 優勝は「小学生チーム」

二月二十五日、町社会福祉センターで町青少年健全育成協議会主催の青少年伝統文化交流大会「小学生将棋大会」を開催しました。若き棋士達は頂点を目指して対局し、駒音だけが響き渡る世界を創り上げました。その結果、唯一の小学生チームが他の中学生チームを倒し、栄誉を勝ち取りました。

## 青少年健全育成

### ボランティア

青少年の深夜はいかい防止、未成年者の飲酒・喫煙防止を目的に実施する夜間巡回指導等に、あなたの協力・参加を！

- 『内容』
- ・「少年を守る日」毎月第3金曜日
  - ・「夏休み期間」毎週金曜日
  - ・その他
- 21:15～ 町役場 集合  
車両又は徒歩で巡回指導



★お問い合わせ：町青少年健全育成協議会  
(TEL.945-5036)

## 学校支援

### ボランティア

本町では地域ぐるみで学校をサポートする学校支援地域本部事業を展開しています。

あなたの持っている知識・経験を学校の教育活動に活かしてみませんか？

- 『内容』
- ・算数の採点補助
  - ・家庭科教科の補助
  - ・花壇の整備
  - ・図書の本整備
  - ・交通指導
  - ・安全パトロール
  - ・クラブや部活動の指導
  - ・その他

★お問い合わせ：町学校支援地域本部  
(TEL.945-5036)



※下記事業のお問い合わせは、①～③は坂田児童館、④～⑥は西原児童館、⑦～⑨は西原東児童館へ。

| 事業           | 日             | 時            | 備考                           |
|--------------|---------------|--------------|------------------------------|
| ① マミーキッズ     | 毎週(水)         | 10:30～12:00  | 対象：乳幼児の親子                    |
| ② 児童館〇×クイズ   | 17日(火)        | 14:00～15:00  | 児童館に関するクイズ大会をするよ。            |
| ③ ビデオ会       | 21日(土)        | 14:00～16:00  | みんなでビデオをみよう。                 |
| ④ マミーキッズクラブ  | 毎週(水)         | 10:30～11:30  | 対象：乳幼児の親子 要申込                |
| ⑤ 防犯ビデオ会     | 21日(土)①       | 10:30② 14:00 |                              |
| ⑥ こいのぼり掲揚式   | 25日(水)        | 9:30～10:30   | 対象：西原幼稚園児・マミーキッズ             |
| ⑦ マミーキッズ     | 毎週(金)         | 10:30～11:30  | 対象：乳幼児の親子 ママ友さんと子育てトークしてみよう！ |
| ⑧ DVD鑑賞会     | 16日(月)～21日(土) | 15:30～17:00  | 静かに観ましようね。                   |
| ⑨ 母の日プレゼント作り | 28日(土)        | 14:00～16:00  | 申込人数：10人迄 詳細は児童館まで           |

# 図書館だより

第90号 西原町立図書館

TEL.944-4996 FAX.944-4997

http://library.town.nishihara.okinawa.jp/  
Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp

## 図書館カレンダー

| April 4月 |    |    |    |    |    |    |
|----------|----|----|----|----|----|----|
| 日        | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
| 1        | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  |
| 8        | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15       | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22       | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29       | 30 |    |    |    |    |    |

四月休館日  
ニチ カンナイセイリビ ダイ モクヨウビ  
ニチ ショウワ ヒ  
ニチ ショウワ ヒ  
 【19日】館内整理日(第3木曜日)  
 【29日】昭和の日

**開館日**  
 【火～金】  
 午前10時～午後7時  
 【土・日】  
 午前10時～午後5時  
 は休館日です。

**休館日**  
まいしゅうげつようび  
 毎週月曜日  
かんないせいりび  
 館内整理日(第3木曜日)

新年度を迎えました。新しいランドセルや制服を身をまとい通学する子どもたち。新しいスーツを着た新社会人など、4月は何もかもがまぶしく映る時期ですね。

図書館スタッフも新人が加わり、新鮮な気分と、とまどいながらのスタートとなります。

手続きなどで多少時間がかかるかもしれませんが、ご了承ください。^\_^;

## 【利用者カードの更新手続きについて】

現在ご利用中の利用者カードは、3月いっぱいまで期限が切れます。4月からは新たに更新が必要になります。下記の表にしたがって、更新手続きをお願いします。

また、今年度から申請の際に行政区の確認を行いますので自分の住んでいる行政区を把握した上で、手続きをお願いします。

| 対象者     | 必要なもの  |
|---------|--|
| 西原町民    | ①住所、氏名が確認できるもの<br>(免許証、保険証、住民票(発行日から3ヶ月以内)など)<br>※いずれもない場合は、1ヶ月以内に発行された本人名義の公共料金明細書  |
| 小学生以下の方 | ①住所、氏名が確認できるもの<br>(保険証、住民票(発行日から3ヶ月以内)など)<br>(保険証は写しでも可、その際名前と住所がわかるようにしてください)<br>②年賀状などの本人宛の郵便物(6ヶ月以内)のいずれか   |
| 西原町内在勤者 | 住所、氏名が確認できるもの<br>(免許証、保険証、住民票(発行日から3ヶ月以内)など)に加えて<br>①社員証(事業所の住所が記入されていてかつ西原町であるもの)<br>②保険証(記載されている事業所の住所が西原町であるもの)<br>③在勤証明書<br>のいずれか<br>(在勤証明書の様式は図書館のホームページからダウンロードが可能です。) |
| 西原町内在学者 | 住所、氏名が確認できるもの<br>(免許証、保険証、住民票(発行日から3ヶ月以内)など)に加えて<br>①学生証(在籍期間が明記されているもの)<br>②在学証明書<br>のいずれか<br>(在学証明書の様式は図書館のホームページからダウンロードが可能です。)   |

## 「子どもの読書週間」(4/23～5/12)について

子どもたちに「もっと本を」との願いから「子どもの読書週間」は始まりました。小さいときから本を読む楽しさを知っていることは、こどもの成長にとっても大切なことです。「子どもの読書週間」の間、図書館やまちなか、学校の図書室などでは、読み聞かせや人形劇などの楽しい行事がいっぱい行われます。ぜひ楽しんでください。また、この期間は、大人が子どもに本を手渡す週間でもあります。

西原町立図書館では、4月20日から5月16日までのあいだ、「絆(きずな)」をテーマに資料展を開催します。去った大震災から1年余り。「絆」という1文字に込められた意味を考えさせられる機会ではなかったのではないかと思います。

さあ、みなさん!!この「子どもの読書週間」を機会に親子の「絆」を深め、仲良く楽しく読書を楽しむのはいかがですか？

| 定期行事のお知らせ         | 日時                   | 場所                         |
|-------------------|----------------------|----------------------------|
| 紙芝居(毎月第1、第3土曜日)   | 日時:4月7日、21日 午前10時30分 | 場所:おはなしのへや                 |
| おはなし会(毎月第2、第4日曜日) | 日時:4月8日、22日 午後3時     | 場所:おはなしのへや                 |
| 上映会(毎月第3日曜日)      | 日時:4月15日 午前11時       | 場所:2階 集会室<br>上映作品:「すいかのたね」 |